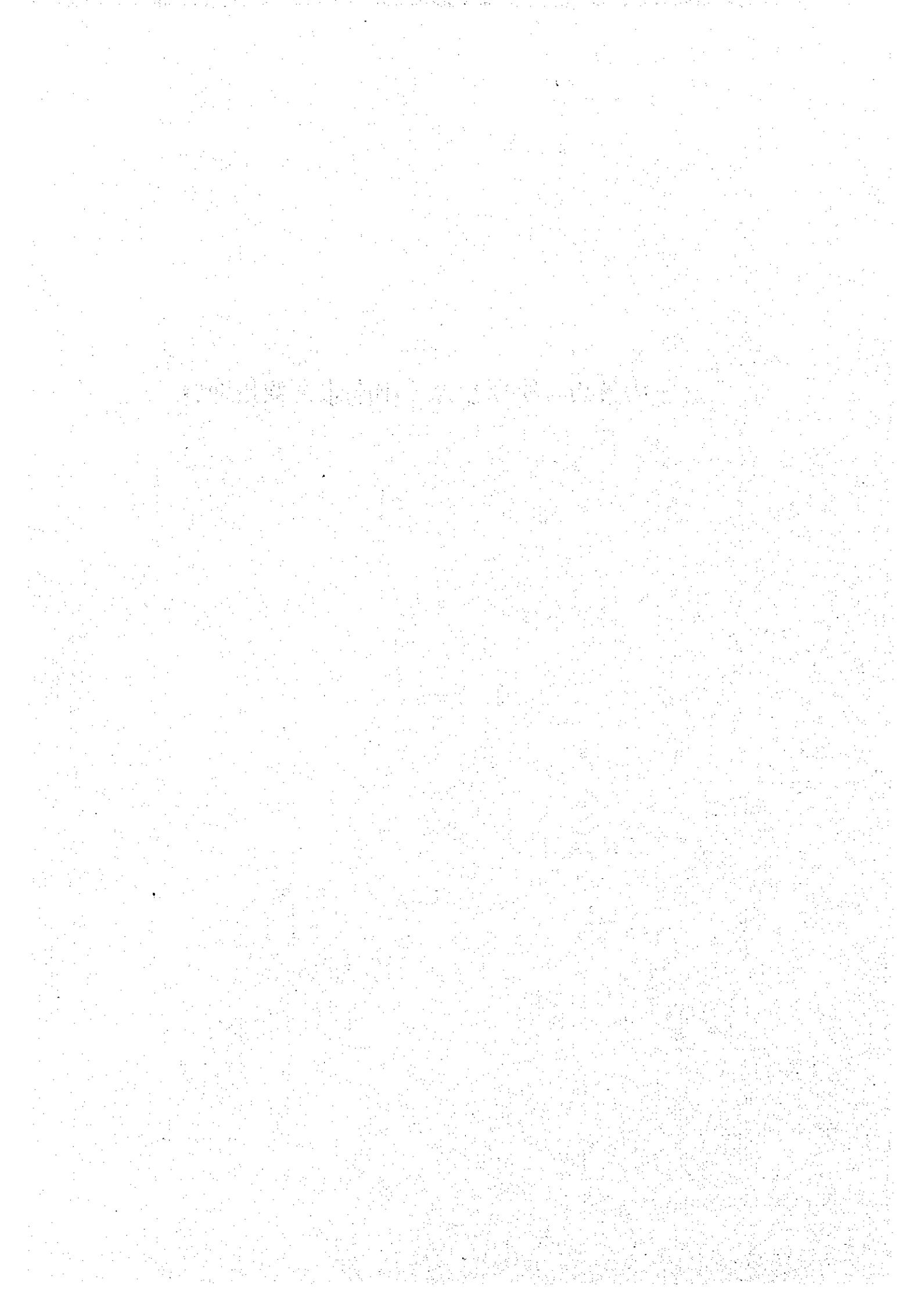


B : 中近東・アフリカ・中南米・欧州地域



1. 主催者挨拶

【亀若理事】 おはようございます。今回でこの会合はちょうど25回目のリーダー会議となります。この記念すべき会合に、佐々木在パラグアイ特命全権大使の御臨席を賜わり、そしてまた東京から東農林水産審議官、中川国際協力計画課長を初めとする農林水産省の幹部の皆さん、そして文部省の担当官の御出席をいただきまして、このパラグアイの地でこうしてリーダー会議が開催できますことを、大変うれしく存じます。また、この会の開催を引き受けていただきまして多大の尽力を願っております、戸水所長を初めパラグアイ事務所の方々に心から御礼を申し上げる次第でございます。

リーダーの皆様方の数も大きくふえておりまして、今回はもう一つのインドネシア会場と合わせますと84名を数えておりまして、農林水産業協力の拡大を実感している次第です。リーダー各位には我が国の技術協力の最前線を支えていただいております、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げます。

ひところ聖域と言われてきましたODAをめぐる状況もかなり変わってきておりまして、それは欧米におけるいわゆる援助疲れという言葉に代表されるODA予算の削減とか抑制という現象であります。この背景には、特にアメリカの環境支援の援助理念の喪失だとか、あるいは財政赤字、それになかなか効果が上がらない援助のあり方へのいらだちといったようなことが考えられるかと思えます。そういう流れの中で、我が国もODAの額の突出であるとか、真に相手国の援助となっていないなどという、やはり膨大な財政赤字を背景としてのODA批判というものが高まってきておりまして、今まで量的拡大と言われてきたものが質的向上へ、そういうポイントの切りかえが行われつつあるという現状であります。先にまとめました平成9年度の政府予算原案も、ODAの対前年間伸び率が2.1%とかつてない低いものとなっております、技術協力の中核を担うJICA予算も、これは後で説明があると思えますけれども、2.2という伸びにとどまっております。これから消費税の引き上げ、それから今の円安等を考慮いたしますと、実質的には対前年度比マイナス予算となると思われれます。これまでの右肩上がりの予算になってきましたODA事業に携わる者としましても、その執行に当たっては大変な厳しさを味わうとともに、随所に工夫をこらしていかなければならないというふう考えているところであります。

9年度予算あるいは組織定員などにもそうした芽が出始めておりまして、農林水産業関係では一つは予算面で、これは特定のプロジェクトを拠点としてできるだけ似たような周辺国を一体的に技術協力を行おうというような意味での広域技術協力推進費というのも認められるようになってきておりますし、組織の面では農業投融资課と林業技術投融资課というものを再編いたしまして、農林業技術投融资課というのと林業技術協力課というものを生み出すという、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方が色濃く出てきております。これからは、やはりプロジェクトの運用につきましてもこうした考え方をより強く出していかなければならないのではないかと思いますし、また自己完結型ではなかなか進まない。むしろ他の援助機関との連携というようなことを一層強めていかなければならないのではないかとこのふうにも思っております。

きょうは各プロジェクトのリーダーの皆さんのほかに、南米3農試の場長さん方にも参加をいただいております。この3農試については、日系人との連携と技術協力とのかけ橋という大変難しい任務を担っていただいておりますけれども、例えばCETAPARについては来年度から農林水産省のJIRCASが大豆の育種研究をこの南米の地、特にパラグアイで実施をするという方向が出ておりますけれども、こうした研究との連携ということが始まろうとしておるところであります。

こうしたODA予算の拡大が大幅に抑制されていく中で、一方途上国に目を向けますと、食糧、環境、貧困、

そしてその原因の根本に位置する人口等さまざまな問題が、逆により深刻の度を強めていると考えております。これらに対しましては、昨年5月DACの委員会ではこれまでの50年間の協力というものをレビューしながら、西暦2015年までに絶対的な貧困人口というものを半減させるという目標を掲げて、21世紀に向けた新たな新開発戦略というものを打ち出しております。それからまた後ほど東農林水産審議官からもお話がいただけるかと思っておりますけれども、昨年の11月には世界食糧サミットが開かれて、これもまた同じく西暦2015年までに栄養不足人口の半減をさせるというような宣言なども盛り込まれております。

こうした我々人類の生存にかかわる課題の解決に向けての目標はいろいろと示されてきているわけですが、その具体的な実施、現場においてまさに地に足を着けて一步一步これをこなしていくという、その最大の力になるのがこの農林水産分野の技術協力ではないかなと考えております。そして今その渦中に身を置いておられるのが、きょうお集まりのリーダーなり場長さん方だと思います。そうした自負なり誇りを持って行動をし提案もしていただきたいと思います。

今飽食にひたり、実質的な豊かさになれ親しんでいる我が国では、こうした世界の多くの人々が直面している問題にはなかなか実感が持てないのも事実だろうと思います。欧米の援助疲れへの追従といったことに対して、世論もかなり大きく影響を受けてきております。私どもも事あるごとに、日本と欧米とでは世界の中で置かれている立場が大きく違うのだということを常々主張し、日本の技術協力というものは大きな成果をおさめてきているのだということを主張してきておりますけれども、なかなかその声はかき消されてしまっているなどというのを実感している状況であります。

こうした中で、技術協力のサイトについて外部評価だとかあるいはマスコミの取材などが実施されて、ごく一部の中に問題の箇所が見つかりますと、それがあつても技術協力がすべてがそうであるような取り上げ方がなされることがよくあります。そういう状況の中で、事業の評価であるとかあるいは視察で現場を訪れる方々、その中で比較的領域の狭い方々にはどうも彼らのかけている一種の色眼鏡の波長に合うような波長を不用意に現場から発して、彼らが描いているストーリーにはまり込んで、後々私どもや霞ヶ関まで大変苦労する例がしばしばございます。これは国内委員会であるとかあるいは帰国報告会というような内部の場合は当然問題点の相談を受けながら対応をするというのが使命であるのですけれども、こういう場合とおのずと異なるはずであります。その辺のTPOなどに認識が欠けている専門家の方々も少なくないことを苦言として少し申し上げておかなければならないのではないかと思います。受ける側が大局的に受けとめていただければならないのでありますけれども、日本で今吹いている風向きが先ほど申し上げましたように逆風に変まっているということをひとつ心にとめておいていただきたいと思います。

その意味で、今回のリーダー会議の共通テーマとして、受け身あるいは防衛的な立場ではなくて、むしろ積極的にアピールすることの重要性、そのやり方といったようなことを分野別分科会等で話し合ってくださいにしております。そして、その基本がやはりプロジェクトの運営というものがうまくいっていることにありますので、それについてそれぞれの皆さん方はささいなことかなと思っておられることでありましても、少しこれはこういう工夫をした、あるいはこういう改良をしたといったような事例を相互に出し合ってくださいまして、そしてこれらを共有の財産として今後蓄積を図っていきたくて考えておるところであります。

以上、厳しいとか逆風というようなことで余りいい話をすることはできませんでしたが、皆様方が携わっておられることの重要性なり意義においていささかも疑念があるということではありません。同じ苦労をするならお互い気持ちよく汗をかきたいと考えている次第であります。

最後に、隣国ペルーではなお多くの方々が人質として囚われております。ペルーでは5年前に農業専門家がゲリラに殺害されたという非常に不幸な事件が起きた後、その後治安が回復されてきているというふうに聞いていただけない、まことに残念であります。それからまた先月半ば過ぎですけれども、これはネパールで農林水産関係の専門家が自動車事故で死亡するというのも起きております。各リーダーにおかれましては、御自身はもとより専門家とその家族の安全なり健康管理などには一層の御配慮をお願いをしたいと存じます。

せっかくのこうした現場での会合ですので、現地視察をも含めまして東京開催では得られない有意義な点が多いかと思えます。どうかこの機会を十分生かすようお願いを申し上げまして、少し長くなりましたけれども私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

2. 在パラグアイ日本国大使館挨拶

【佐々木特命大使】 本日ここに、中南米・中近東・アフリカ及び東欧における国際協力事業団による農林水産業分野の技術協力プロジェクトのリーダー会議が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

39のプロジェクト・リーダーの方々のみならず、東京からは東農林水産審議官、また文部省の代表の方、国際協力事業団本部からは亀若理事以下関係者の皆様方が多数御参集いただきまして、心から歓迎いたします。

申すまでもございせんけれども、農林水産業はとりわけ開発途上国におきまして国民生活の基盤をなすものであります。一時期開発途上国におきましては何が何でも工業化を進めたいという傾向がございましたが、第一次産業がしっかりと根づいていない国では第2次産業の発展はおぼつきません。21世紀におけます世界の食糧安全保障を確保して、途上国の経済基盤を安定化するためにも、途上国の第一次産業育成の重要性は幾ら強調しても強調し過ぎることはないと考えております。この意味で、皆様方の指導されている各プロジェクトは、現地政府及び地域住民のやる気を引き出すことによって所期の成果を上げることが強く期待されております。

技術協力は日本人の顔が見える協力であります。しかしながらその本質は極めて地味なものであり、協力効果があらわれるまでには多くの時間を必要としております。特に機械を相手にするのではなく人間を相手にするお仕事であり、自然条件に大きく左右される農林水産分野における技術協力は、人知では測り知れないいろいろな御苦労にさいなまれることが少なからずあろうかと推察いたしております。それだけに、専門家の皆様方が創意、工夫、指導力を発揮する余地があり、努力のしがいのあるお仕事ではないかとうらやましく思うこともございます。厳しい生活環境のもとで日夜開発途上国のために御苦労なさっている専門家の皆様に対して、改めて敬意を表したいと思います。

よい機会でございますので、パラグアイの最近の状況、問題点について簡単に説明させていただきます。1989年、民政に移管しましたパラグアイでは、その後も軍が政治に大きな影響力を行使しておりましたが、昨年4月大統領はアメリカ、ブラジル、その他南米諸国の強力な支援のもとに台風の目であり続けました陸軍司令官を解任いたしまして、その後も反抗的な軍人を大幅に肅正いたしまして、民主化路線が現在安定化しつつあるという状況でございます。マクロ経済的には、インフレ率が1桁台に収斂いたしまして、対ドル為替レートも安定しております。また経済成長率も過去4年の平均で3.4%を達成しておりますし、外貨準備高も横ばいということで、マクロの数字を見る限りは非常に健全な数字が並んでおります。

しかしその内容をちょっと見ますと、極めて厳しいものがあります。例えばブラジルとアルゼンティンとの関税格差を利用して、パラグアイはこれまでこれらの2ヶ国に先進国の家電製品とかカメラとかウイスキーと

か、そういう工業品、飲料水等を再輸出して成り立っておりまして、その再輸出の額が地場産業の輸出額の1.5倍から2倍に上がっております。現在進行しつつあります南米共同市場メルコスールがだんだん完成するに従いまして、対外共通関税というのが適用されまして、パラグアイにとってこの再輸出といううま味がなくなっていく。そうするとこの国の経済はどうなるのかということが非常に大きな問題として存在しております。

農業面を見てみますと、民主化、市場経済化を進めていく初期の段階では貧富の格差が拡大する傾向にありまして、パラグアイでもその傾向は例外ではないということでございます。また、メルコスールの進展に伴い、小農がまず第一にヒットされるということになるかと思えます。食糧には特に不足がないといいますが、この国には飢えはないと言ってもいいぐらいに恵まれた国でございますけれども、貧しい農村地帯に民主主義の息吹が染み渡っていくにつれ、今後これが社会的、政治的な不安につながる可能性がなきにしもあらずということで、多少心配しております。世界の貧困問題は貧農の自立を支援するというによりかなりの程度救済し得る、改善し得ると考えておりますが、国際協力事業団がこれまで行ってきたこと、パラグアイ及び世界各地で行ってきたことは、まさにこの貧しい住民の自立を助ける、支援するというものではなかったかと私は考えております。

我が国のパラグアイにおける技術協力、経済協力を語るときに、日本人の移住者及びその子弟の存在を抜きにしては語ることはできません。昨年パラグアイに日本人の移住者が移住してきましたしてちょうど60年に当たりまして、盛大にお祝いをいたしました。60年前の1936年、ラ・コルメナというところに最初の日本人移住地が開設されまして、その後第2次大戦の中断をはさんでおりますが、1960年代、70年代にかけて約1万人の我が同胞がパラグアイに入植いたしました。安定した換金作物を見つけ出すために幾多の困難と多くの時間を費やしましたが、今や最初の移住地であるラ・コルメナでは青果物の栽培地として生き残り、パラグアイに存在しなかった果実、野菜を提供し、パラグアイ人の食生活を大いに改善しております。また、戦後移住地では不耕起栽培による大豆生産に活路を見出しまして、今や大豆は第一のパラグアイの農産品、パラグアイの重要な外貨収入源となるまでに成長しております。日本人移住者に対するパラグアイ官民の評価は極めて高いものがございます。大統領閣下はもとより、一般パラグアイ人の国民に至るまで、日本人移住者は勤勉である、正直者である。日本人移住者はパラグアイ農業に革命をもたらしたということで、非常に評判がよろしゅうございます。

最後に、皆様方何回となくお聞き及びのことと思えますけれども、ODAの広報の必要性について触れさせていただきます。世界経済は低成長時代に入りまして、先進国でも国内問題優先というような声が高まっております。日本は1991年以来ODAのトップドナーとして開発途上国の経済開発のために協力してまいりましたが、1995年には日本のODAの金額は当然のこととしてトップでございますが、2位の国フランスに比べて1.6倍、1.7倍の多くの金額を世界のために使用したという数字が出てまいりました。それに対して日本国内では、日本だけがどうしてこんなに多額のODAを出さなくてはならないのか。もう少しそのお金を国内に使ってくれというような要望なり批判が出てきつつございます。また、マスコミにおきまして、ODAの批判の記事、報告が少なからず見えるようになっております。しかし、釈迦に説法でございますけれども、ODAというのは開発途上国の民主化、市場経済化に非常に役立っておりまして、開発途上国が経済的に発展して政治が安定するということは、それは回り回って日本の経済の安定、それから世界の平和にもつながるものでございます。そこで、今在外公館及びJICA事務所に求められておりますことは、開発途上国においてODAがいかに役立っているか、地域住民のためになっているかという話を日本国民に知ってもらう必要があるということでございます。それによって日本国民の支持を得ることによって、ODA予算を確保して、今後も引き続き日本が国際貢献の一番大きな柱であるODAを使用することによって、国際社会に貢献していきたいということを考えております。

そこで、皆様をお願いしたいということは、まさに皆様方が地域住民の中に入り込んでいろいろと御苦労なさっていらっしゃるけれども、地域住民がいかにかJICAの技術協力を評価しているか、そういうちょっといい話をぜひ掘り出していただきまして、JICA事務所なり大使館にお知らせいただきたいと思ひます。そうしますと、我々それを東京に送りまして、いろんな方法で日本の国民にこれだけ日本のODAが草の根レベルで役に立っているのだということを知ってもらう材料となりますので、ぜひとも御協力いただきたいと思ひます。

南米一の親日国ここパラグアイにおきまして、1990年に前回のリーダー会議が開かれたそうでございますけれども、7年ぶりにこの会議が開催されるということで非常に喜んでおりますし、パラグアイ政府も注目していることと思ひます。この会議におきまして活発な議論をしていただいて、実り多い成果が得られることを期待しております。また皆様方それぞれ任地にお帰りになりましたら、御家族ともどもまた専門家の方々、御健康と安全に十分御注意されましますます御活躍されんことをお祈りしまして、私の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

3. JICAパラグアイ事務所挨拶

【戸水JICAパラグアイ事務所長】 おはようございます。御紹介にあずかりましたパラグアイ事務所の戸水でございます。本日は、中近東・アフリカ・ヨーロッパ・中南米、各プロジェクトのリーダーの皆様方、また東京からは東審議官を初めとする各省の皆様方、JICA本部からは亀若理事初め事務局の方々、ようこそパラグアイにおいでいただきました。また、本日はお忙しい中駐パラグアイ佐々木大使にも御出席を賜わりありがとうございます。

初めに、平成8年度農林水産業の本プロジェクト・リーダー会議が当パラグアイで開催の運びになりましたことを、私どもパラグアイ事務所所員一同心から歓迎を申し上げます。準備につきましては所員一同精いっぱい行ったつもりでございますが、御承知のようにパラグアイは愛すべき国でございますけれども、一方アスタ・マニャーナ、これはスペイン語でできませんことはまたあしたという意味でございますけれども、実行の段階になりますとなかなか計画どおりに進まないことが多々ございます。今回も一生懸命やったつもりでございますけれども、いろいろ進行の過程その他におきまして御出席の皆様方に不自由をおかけする点があるかと思ひますけれども、そこはこのアスタ・マニャーナの精神で御容赦をお願いしたいと思っております。

話は変わりますけれども、私は以前農業開発協力部、林業水産開発調査協力部、最後に農業開発調査部と、約5年半にわたりまして農林3部にお世話になったことがございます。当時何回かリーダー会議にも出席させていただいたわけでございますけれども、農林3部を離れましたのが約3年半前でございますけれども、離れるときはリーダー会議に出席する機会は今なかなかないだろうと思っておりますけれども、今回立場は違いますが、今回このように出席の機会を得まして、当時いろいろお世話になった方々の懐かしい顔を拝見でき、非常にうれしく思っております次第でございます。

ここで、先ほど佐々木大使からもパラグアイの御紹介がございましたけれども、私も地元の間人として少しパラグアイの農林水産業の現状と課題について、簡単に御紹介を少しさせていただきますと思ひます。パラグアイの国土面積は御承知のように41万平方キロということで、日本の国土面積の1.1倍でございます。人口はわずか480万の国でございますけれども、国土はちょうど真ん中をパラグアイ川によって6対4の割合で分割されております。東側が4割の地域で、非常に農林業の進んだ地域でございます。特にブラジルに接するパラ

ナ川という川沿いは、テラ・ロッシュと呼ばれます赤い土の非常に肥沃な地帯が広がっておりまして、ここでは大豆、小麦の機械化栽培が非常に急速に進められている地域でございます。

一方このパラグアイ側の西側でございますけれども、アルゼンティン、ボリビアに接する通称チャコ地方と言われる地域でございますが、ここは非常に降雨量も少なくアルカリ土壌が広く分布し、農業には非常に不適と現在では言われておりまして、なかなか開発も進んでおりません。主として粗放的な放牧が行われているということでございます。言いかえますと、これはブラジルのセラードに似ておりまして、土壌改良と水利用を行えば将来的に一大農業開発の可能性を秘めた土地。国土の6割がこういう状況でございます。

先ほどもお話がございましたけれども、この国は非常に農林業に大きなウエートを置いております。94年の国内総生産に占めます農牧林業の割合は3割弱でございますけれども、就業人口の割合は44%と非常に高い率を示しております。また、パラグアイの総輸出額の9割が農牧林の一次産品と農産加工品ということで、まさにこの農牧林業がこの国の一大使命を担っているということが言えると思います。この農林業の開発を持続的に発展させることが3年半前に始まりました民主政治の安定、それと貧困層の解消に非常に欠かせないものになっております。

それと、近年この国をめぐる大きな情勢の変化といたしまして、95年1月にメルコスール、南米共同市場でございますが、ブラジル、アルゼンティン、ウルグアイ、パラグアイ、昨年10月にはチリも準加盟をいたしております。これの対応が特に農林産品に占める影響度というのが非常に大きいものがございまして、この国が今後これらの大国に互して生きていくという意味では、非常に大きな対応を迫られているという状況でございます。

このような情勢を踏まえまして、この国の政府がとっております農業の重点政策としては、次の5つの点がございます。1番目は農村の貧困を改善とした小農の支援。2点目が基幹作物である大豆、綿花の継続的発展。3点目が野菜、果樹、酪農、養蜂、農林複合経営による生産物の多様化。4点目が亜熱帯林の生態系の保全。土壌流亡の防止等の自然資源の保全整備。最後にメルコスール対策として、農産物の品質及び生産性の向上、農産加工の振興ということが最大のテーマになっております。このような状況の中で、私ども日本サイドの技術協力として、本会議に出席されている4プロジェクト、それと4月にまた新たに小農野菜プロジェクトが始まりますので、5件のプロジェクトを推進しているという状況でございます。プロジェクトの内容につきましては、本日現地プロジェクトの紹介という形で担当リーダーの方から御紹介がありますので、この場では割愛をさせていただきます。

そのほかに、先ほど佐々木大使の方からもお話がございましたように、この国の農業開発への大きな協力としましては、日系人の貢献が挙げられます。現在約7,000人の日系人が居住されていますが、今も多くは農業活動に従事をされています。昨年パラグアイ国の日本人移住60周年が行われましたけれども、この60年間の開拓によりまして奥地の密林に覆われておりました入植地を大豆、小麦の豊かな穀倉地帯に変えた。また新鮮な果物と野菜を供給し、パラグアイ国民の食生活の改善に大きな貢献をした。この2点は、この日系人の大きな貢献であろうと思っております。

最後に、本会議が成功裏に終わられますようお願いいたしますとともに、今回御出席いただいた方のパラグアイの農林業に対する一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

御存じのとおり、1974年だったと思いますが、世界食糧会議というのが開かれました。これはサミットではございませんが、各国の責任者が出て議論をいたしました。そのときにやはり9億近くの栄養不良人口がございまして、これを2000年までにゼロにするという宣言をやったのでございますが、結局ほとんど減らないという状態。これはいろいろ理由はございます。戦乱の問題とか、不作もちろん1つでございまして、いろいろな理由があつて8億の栄養不良人口が出ておるわけでありまして、これを半減するという。それで目標年次をいつにするかで大分もめましたけれども、半減するという方向が出され、目標年次も2015年ということを目標年次にする。そのためには、やはりそれぞれの国での農業生産を強化することが大事である。もちろんいろんな社会的な諸情勢の改善等もございまして、そこが強く打ち出されました。特に開発途上国からの大きな期待は、先進国からの農業開発援助でございました。特にこの先進国が、先ほど来お話がございまして、財政的な逼迫の中から、経済不況がバックにあるわけでございますが、その財政的な制限の中でODAを減らしていくという傾向が見られるというところで、日本に対する期待感というのがそのFAOサミットにおいても非常に大きく出されました。会場におきまして、私の方の大臣が出ておりましたが、いろいろな開発途上国の方々から、日本の農林水産業についてこういう援助を私の方はもらっている、こういう協力をいただいている、大変ありがたいという話が随分もたらされました。それで、大臣は就任されて間もなくだったので、いや、こんなにそれぞれの地域で農林水産業の開発協力をやっているのだなという、世界の中でやはりこれだけ我が国は期待されているのだなということを感じられた次第でございました。そういう機会がこのローマでのFAOサミットでございました。

さらにこの世界の食糧事情というものにつきましては、APECにおきましても非常に大きな課題になりました。特にやはり東南アジアの国々を初めといたしましたアジアの国にとっては、中国の今後の自給状況というのが大変あの地域の食糧安定ということに関係してまいります。そこで、新たにこのAPECにおきましては食糧タスクフォースを設置をして、アジア地域の自給見通し、それに対する対応をどうしていくかという議論をこれからさらにやることになっておりまして、この秋11月の首脳会議の前までにその中間報告を取りまとめるという作業が行われております。さらに、食糧につきましては橋本総理大臣も大変関心を深く持っていておりまして、このもちろんAPECにおいて最初に提案したのは日本でございまして、エネルギーと食糧の問題についてのタスクフォースを提案されて、これは総理みずからの発想でこういう提案をされました。その後も大変この点については御関心を払っていただいております。また、日米間での地球的規模の問題についてのいわゆる日米コモン・アジェンダというところにも、これはぜひ食糧を入れろというお話がございまして、食糧問題についての地球的な食糧供給の問題ということの中に入れて、これから持続的な農業発展のための具体的協力プロジェクトをアメリカとの間でも協議をしていくというシステムができるというふうになっておりまして、どちらかという昨年1年またこれからもでございますけれども、食糧問題というものが大変クローズアップされ、その中における国際協力ということが強く打ち出された昨年でございましたし、これからであろうと思うわけでございます。

一方この国際的な協力というものにつきまして、私ども二国間、多国間でいろいろと外務省とも御協力しつつ進めていくという方向をとっておるわけでございますが、先ほど来お話がございましたように財政的な逼迫、その中では私は先ほど2%ぐらの伸び云々ということがございましたけれども、やはり相当配慮はされていると思います。そういうことがもういいのだ、国際協力なんて二の次だというような風潮は多少先ほど来お話があったようなところで見られないわけではございませんけれども、政府部内におきましてはやはり日本の国際貢献の

No.1はここなんだということで、大変力を入れた予算になっていると思います。なお全体の予算は公共事業を除きますと農林省でもマイナスになるというような厳しい財政事情のもとであったということをお願いしたいと思う次第でございますが、やはりこういう意味でのこういう中でもありますけれども、経済的に難しい立場でありますけれども、やはりこの点については我々としても力を入れていかなければならないと考えていっておるわけでございます。

それから、次に少し国内の最近の情勢を申し述べたいと思います。一般的に申し上げますと、例えばテレビのニュースの番組で今一番取りざたされておりますのは、北朝鮮の、黄（こう）さんと日本では呼びますけれども、韓国ではファンさんと呼ぶのでしょうか、書記が亡命されるという事件がございました。日本を訪問したすぐ後に中国から帰国の途につくところで亡命されたようでございます。これが大変大きく報道されておりまして、前々から北朝鮮の食糧問題というものに大変大きな関心が抱かれております。北朝鮮は構造的な農業生産の問題を抱えているようでございますが、その中においてやはりこういう書記という非常に重要なポジションにあられる方が亡命されるほど逼迫した状態であるということを感じさせられるわけでございますが、これがまずNo.1のニュースでございます。その次は皆さんいろいろなところにおられてなかなかニュースが届かないかも知れませんが、日本海でロシアの輸送船、油を送る船が沈没いたしまして、重油が日本海に流れ出して大変海上汚染が、しかもその重油が風向きの関係で日本海沿岸に打ち寄せるといふ大問題が報じられている。これと、それから例のペルーの大使館の占拠事件。これはもう毎日毎日報道されるという状況でございます。

もう一つ非常に暗い問題が報道されて、もう嫌になるほど暗いわけでございますが、それは経済の状況でございます。株価はちょっと最近持ち直しておりますが1万8,000円を切るというような状況、それから円がどんどん安くなってきょうあたり125円近いのではないかと思います。もうどうも経済学者の方々はみんな、ファンダメンタルズをあらわさないような数字であるというふうにしきりにおっしゃるわけですが、ますます何となく暗い気分になってきて、またそうなるという理由がなかなか見つからない。いわゆる設備投資はどんどんふえているという状況になっていながらそういう状態。どうもこれは行政改革がいかなのだということで、またそちらの方へ矢玉が来る、それから財政的なやり方がおかしいのだというようなことになっておりますけれども、その辺は非常にづらい状況でございます。

この中にありまして、御存じのとおり昨年来行政の中でいろいろな不祥事件が起こりまして、これをめぐって最近は大変厳しい訓令が出ております。私はもう常にこれを持ち運んでおるのでございますが、皆さん驚かれるような状況の指示が出ています。たとえば、次のようなことは関係業者等との接触に当たって禁止するというのがございまして、接待を受けること、会食をすること、スポーツ・旅行をすること、転任、海外出張等に当たって餞別等を受け取ること、それから中元・歳暮等の贈答品を受領すること。これは全部送り返せという指示でございます。それから、講演、出版物の寄稿等に伴い報酬を受けること。まあ、本当に細々と厳しい通達のもとにございまして、大変そういう意味で若い方々の中から息苦しいとさえいう声が出てくるというような状況でございますが、何分行政改革を各党とも旗印にするという中で、この今国会の予算委員会の最中でございますが、もっぱらこの問題でございます。非常にそういう厳しい中でございまして、特に農業、特にウルグアイ・ラウンド対策費の支出をめぐって、つかみ金だ何だということで大変厳しい御批判をいただいているというのが現状でございます。

この中でございますけれども、現在農業に関して大きなポイントといたしましては、新たな農業基本法の制定に向けての検討がなされております。それでお手元にその研究会の報告をお配りさせていただいております。こ

れが、本格論議のきっかけになるような文章ということで取りまとめられておるわけでございます。その中におきましてもWTOの体制のもとでの国際的な協調、それから国際的な経済発展のあり方、それから人口、食糧、環境問題の解決等の地球的な視野を入れてこの基本法を考えていくべきだ。前の基本法はどちらかという国内の農業事情、経済事情というものを中心に議論をされたわけでございますが、今回の基本法の議論というのはそれをさらにこういう世界的な視野へ広げての検討ということになっておるところがポイントであろうかと思えます。国際協力に対しての位置づけが基本法の中でなされるのかどうかは別にいたしまして、その論議が今年いっぱいぐらいをかけて活発に行われるわけでございますが、この中でもきちっとした位置づけがなされてこの農業分野での国際協力が展開されていくことが期待されておるわけでございます。

さて、全体としての国内の情勢はそれぐらいにいたしまして、あとは技術協力関係でございます。幾つか問題点といえますか、頭に置いて進めていかなければならない問題がございます。特に先ほど来お話がございましたようにODAに対する厳しい条件、社会情勢がございます中での展開でございますだけに、これら私たちが常に考えております基本的な問題点というものを念頭に置いていろいろな面で御協力をいただきたいと思っております。

1つは計画段階において適切なプロジェクトを形成していくということでございます。この問題につきましてはおもう皆さんの方が御存じでございますが、とにかく予算を設定していくに当たりましてますますその辺の審査というものは厳しくなっているということでございます。2つ目は、実施面で円滑な運用を図っていただく。これは、御承知のとおり技術協力の基本は人の関係であると思っておりますが、ここで特に重要なことは専門家の養成・確保の問題ということに力を入れていかななくてはならないということだと思います。それから3つ目はプロジェクトの継続性ということでございまして、これは期間が非常に限られているということは皆さん御承知のとおりでございますが、農林水産業の協力についてはどうしても時間的に長い年月を要するという特徴がございます。しかし、できるだけスムーズに実施をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上の3つの点が、この農林水産業の協力に関連しましての我々念頭に置いておかなければならない重要なポイントだと思うわけでございますが、最後になりますもう一つは安全確保の問題でございます。ペルーの問題につきましては、皆さん御承知のとおりでございます。我々農林水産省といたしまして、外務省、JICAと密接に連絡をとって今後とも安全の確保ということにつきましては細心の努力を払っていきつものでございますが、先ほど来お話がございましたとおり皆様におかれましては細心の注意を払っていただきたいと思っております。またもう一つは、急病等の対応でございます。これにつきましては外務省、JICAに御努力をいただいておりますが、この病気になる前の予防ということも含めて、日ごろの健康管理にぜひ努めていただきたいと思います。

いろいろと雑多なことを今まで申し上げましたが、この会議の機会に皆様方の御意見を伺いまして、当省としてもできるだけ協力が円滑に進みますように、また第一線で協力を携わっておられる皆様に十分御活躍いただけますように努力をしまる次第でございます。

最後になりましたが、今回の会議が爽り多いものとなることを祈念いたしまして、また皆様が御健康に留意されますよう御活躍されることを期待して、挨拶にかえさせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。

【司会】 それでは最後になりますが、文部省学術国際企画課、大久保係長お願いします。

【大久保文部省学術国際局国際企画課係長】 皆さん、おはようございます。ただいま紹介にあずかりました

文部省の教育文化交流室の大久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

文部省を代表しまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日お集まりの皆様が日ごろから各国、各プロジェクトにおける我が国の技術協力事業の最前線で御苦労、御努力をいただきながら御活躍されていることに対して、まずもって敬意を表したいと存じます。近年開発途上国からは、国づくりのための人づくりというソフト面での協力要請が増加しつつあります。皆様方のような日本人専門家によって各途上国の人材を育成していく顔の見える援助の重要性についても、認識が各方面で高まっておるところでございます。文部省におきましては、従来から留学生交流事業を初めとして途上国の人づくり協力への推進を進めておりました。平成9年度の一般会計予算におきまして、ODA経費について政府全体としましては2.1%と非常に厳しい状況の中、文部省のODA予算は3.9%増と高い伸びをお認めいただく予定でございます。総額では599億円というODA予算をいただく予定でございますけれども、大蔵、外務に続き第3番目ということになっております。

JICAが進めております技術協力事業に関しましては、文部省におきましても専門家の派遣や研修員の受け入れに対する協力を国立大学を中心として進めてきておりますが、プロジェクト方式技術協力については文部省関係では70件に参画しておりまして、このうち農業分野の協力案件は31件を占めている状況でございます。このような協力をさらに組織的、継続的に進めていくために、文部省におきましては工学、農学、医学、教育の各分野ごとに国立大学の教官等の有識者による協議会を設置いたしまして対処しておるところでございます。農業分野につきましても、国立大学農学部長会議の全面的なバックアップを受けておりまして、JICAプロジェクトへの対応など協議を行っていただいております。このように協力体制の整備を図っておるところでございます。

また、文部省では一昨年12月に学術国際局長の懇談会を設置いたしまして、途上国に対する教育協力を効果的、効率的に推進できるよう基本的方向、具体的方策等について懇談を行い、昨年6月に報告書を取りまとめたところでございます。今まで文部省においては、このような開発途上国の国際協力について文書を取りまとめて外部に発表するという事はなかったことございました。平成9年度予算案においては、この報告書の具体的方策の一環として、皆様方の分野とは直接関係ないかもしれませんが、教育分野において広島大学に国際協力センターの設置を予定しておるところでございます。今後この報告書の提言を踏まえ、国際協力が大学等教育関係機関においても果たすべき重要な役割であることについて関係者の理解を深めるとともに、国立大学の教官等が途上国に出やすい環境づくり、文部省と大学、地方自治体等関係機関の連携、当然農林水産省との連携ということも含まれております、の強化などを考えていきたいと思っております。最後になりましたが、プロジェクトが皆様の御活躍により無事当初の目標を達成されることをお祈り申し上げるとともに、リーダーの皆様方の御健康と任地における安全を心からお祈り申し上げ、私の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

5. 全体会議

5-1 農林水産省国際協力事業の基本方針、実施状況について

【司会】 農水省国際協力計画課、中川課長から、農水省の国際協力事業の基本方針、実施状況等について御説明を賜りたいと思います。

【中川農林水産省経済局国際協力計画課】 御紹介いただきました農林水産省の中川でございます。お手元に別途平成9年度の農林水産省ODA予算の重点事項という全体で5ページぐらいの資料をお配りしていると思いますので、これをごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

まず、このお配りいたしました資料の最後のページをごらんいただきますと、農林水産省ODAの新たな展開ということで概念図、フローチャートのようなものを書いてございます。これをちょっとごらんいただきたいと思います。まず我が国のODAの現状でございますけれども、先ほどからご挨拶の中にもたびたび引用されておりますように、我が国のODA予算につきましては一般会計ベースで、これは8年度の数字でございますけれども1兆1,000億円余ということでございます。これが9年度は一応2.1%増、約230億円程度増額をされるということで予定をされてございます。こういった予算措置のもとに、技術協力はJICAを中心に行われておりますし、また資金協力につきましては海外経済協力基金を通じます円借款あるいは直接相手国政府に供与されます無償資金協力というふうに、技術協力それから資金協力の実施はJICAなりOECDといったところを中心に行われているわけでございますけれども、私ども農林水産省といたしましてもこういったODA予算の中で年間約100億円の予算措置を設けまして、各種の協力支援をしているところでございます。

一言で申しますと、農林水産省で独自計上されております予算は、1つは相手国の試験研究機関との間で行います共同研究、あるいは相手国の窓口機関との間で年間定期的に行われております技術交流といったものが1つの柱になってございます。また2つ目といたしまして、具体的な援助の要請が各途上国から上がってまいりますけれども、その前段階として優良な案件発掘を行うということが大変重要なポイントになりますけれども、その事前の玉探し、プロジェクトの玉探しのための各種の基礎的な調査あるいは各途上国での基本的な資料の収集なりデータの分析といったものが2つ目の大きな柱でございます。それから3つ目の柱としましてNGO、最近はこのNGOの役割というのが大変注目をされておりますけれども、こういったNGO活動に対する側面からの支援なりあるいは専門家の方々の養成・確保のためのいろいろ情報提供といったものが3つ目の柱になっているわけでございます。

こういった私ども農林水産省のODA関係予算につきましても、御多分に漏れず9年度の予算要求におきましては大変厳しい環境にあったわけございまして、9年度の概算要求を行います際に、少しこれまでの名目上の予算が伸びている中で、関係各局が独自の視点で要求をしてきた、そういった各種ODAの柱を全部見直しまして、少し重点化を図りながらもう少し骨太の予算にしていく必要があるという問題意識のもとに見直したわけでございます。ごらんいただいておりますこの5ページの中ほどに農林水産業関係ODAの課題なりそういった課題を踏まえた新しい方向といったものを書いてございますけれども、まず国際協力の目的の重点化という視点から3つ、それから具体的な協力の実施に関します実施体制の整備ということで1つということで、合わせて4つの柱にまとめまして9年度の予算要求を行うようにしたところでございます。

協力の目的でございますが、まず第1は先ほどからもお話に出ております世界食糧サミットを契機といたしまして、世界の食糧問題なり食糧安全保障の確立のための支援でございます。絶対的な食糧不足の下でアフリカなり南アジアを中心に8億人強の栄養不足人口が存在しておりますけれども、特にアフリカ地域におきましてはこの数字が2000年以降むしろ増加するというふうに見通されているところでございます。また、東アジアで典型的に見られますように、経済発展に伴いまして食生活の中身が非常に高度化、多様化してきている。こういう食の中身の変化に対応し、食糧供給を的確に行っていく上でいろいろと問題が出てきております。こういう食生活の変化に対応した協力といったものが2つ目の小柱になります。少し右の方に目を移していただきますと、こ

ういった課題を踏まえて新しい方向としまして、食糧生産の増大なり高度化に対応する支援の強化というふうな方向を書いてございますが、今申し上げたような問題意識をもって各地域なりあるいは分野を特定をして支援をしていきたいと思っております。これがまず第1の柱でございます。

それから第2番目の柱は、農業、農村の健全な発展のための支援でございますけれども、もう既に現地におられる皆様方は日々実感をされていると思っておりますけれども、経済発展に伴って農村部から都市の方に人口の流失をしておりますし、それから土地にしろ水資源にしろそういった生産基盤の脆弱化、資源的な制約といったものが顕在化しております。また、都市部と農村部での経済格差もむしろ拡大傾向にある。こういう状況の中で、現在なお農林水産業というのはそれぞれの国での最も基礎的な経済基盤を形成をしているわけでございます、こういった農林水産業セクターの健全な発展、あるいは農村地域の健全な発展のための支援というのは、2つ目の大きなニーズとしてこれから先も存在をするのではないかと思うわけでございます。

それから3番目は、これは古くて新しい問題でありますけれども、地球環境問題でございます。地球環境問題への対応ということで、砂漠化の防止なりあるいは持続的な農業生産のため支援、あるいは熱帯林などの保全、造成といったような視点から引き続きこの分野も力を入れていかななくてはならないところではないかと思っております。

課題はこういう格好で大きく整理をされるわけでございますけれども、他方実施面につきましては予算上の制約がございます。名目上もこれから先大きな伸びは見込めませんし、今後当分の間円・ドルレートもむしろ円安に進むと思われれます。ですから、円ベースで確保されました予算をネットで見ますと、執行段階ではむしろマイナスになる可能性が高いのではないかと思われれます。こういった状況の中でできるだけ能率的、効率的、効果的な援助をやっていく。そのために実施体制を少し見直さなくてはいけないのではないかと私も思っております、一番下の段にありますように、一番右の端のところに書いてございますが、農林水産業の協力を行うに当たりまして、既に外務省の方で19の国について国別援助方針というのがございますし、またJICAの中でも国別の協力の指針を策定しておられますけれども、私どもももう少し基本的な理念のところから始まって最終的には各国ごとの農林水産業協力のあり方、方策というものについて方向性をはっきりさせておく必要があるのではないかと思っております。特に各協力のスキームが多種多様なわけですけれども、そういった各スキーム間の連携強化を図るためにも、相手国政府との、相手国のいろんな窓口と情報交換あるいは政策対話を行いまして、それぞれのスキーム間での調整ができるだけ確保されるように、またそういった調整のもとに個別の要請が上がってくるようにできればいいなど、そういう問題意識を持ちまして9年度からまず中国あたりを念頭に置いて少しずつこういった方向に進めたいと思っております。

また、各種の援助実施機関間の連携についてであります。我が国にはJICAやOECDがあり、それからまた目を海外に転じますと、先ほどもありましたアメリカとの間では日米コモン・アジェンダの中で、日米間での具体的な協力というふうなものも少しずつ始まっております。それから国際機関、FAO、WFP等ございますが、こういった国際機関に対しましても農林水産省の予算の中からトラスト・ファンドという形で、国際機関の特徴であります地域性といいますが、各国を越えたむしろリージョナルな課題にその専門知識を生かした格好で対応していくというメリットもございますので、こういったある程度国をまたがった地域的な課題についての基礎的な問題解決の方向というものをトラスト・ファンドの形で研究をしております。こういったFAOなどの国際機関の活動と、それからバイで実施をしておりますプロ技等の技術協力との連携強化が今後の大きな課題になると考えております。具体的な進め方といたしましては、まずは共通の基礎的なところを例えば国際

機関のプロジェクトでやり、それに基づいて個別具体的な援助要請はバイの方で日本の方に上がってくるというふうな形がとればいいのではないかという問題意識のもとで、9年度以降少し工夫をしてみたいと思っております。

こういった今御説明しましたような問題意識のもとに、1ページに戻っていただきますと、まず上の方に農林水産省関係のODA予算がございますが、今申しましたそれぞれのODAの予算を合わせますと、9年度で一番上にありますように約80億円ございます。ただ農水省のODA予算は、大きく分けますとこういった事業関係予算ともう一つは御案内かと思いますが海外漁業協力財団の融資のための基金の積み増しのための予算がございます。こちらの方が既に基金がかなり現状ニーズとの関係からいたしますと相当積み上がっているということもありまして、ここは減額いたしました関係で、省全体としましては約8億円のマイナスになってございますが、具体的な日々の基礎的な調査であるなりあるいは人材確保のための活動費という視点から見ますと9%程度、一番上の数字でございますけれども、確保ができておりますので、今申し上げました理念のもとで9年度はやっていきたいと考えてございます。

これから先もODA予算は厳しい状況が続くと思いますし、私ども9年度で始めたいわば重点化というのは、まだ今後ともこの方向で続ける必要があるかと思っております。もう少し本数をできれば減らして、大きな問題意識のもとにそれぞれの予算を大きな形で整理統合して、対外的にも一言で農林水産業の協力というのはこういうものだというふうな格好で説明ができるような、わかりやすい予算にしていける必要があるのではないかと考えているわけでございます。

あと細かい予算につきましては、むしろお時間のあるときにごらんいただきたいと思っておりますけれども、最後に一言だけ申し上げたいのは、繰り返しになりますけれども、現地で御活躍のプロジェクト・リーダーの方々、今申しましたように援助スキームは各種ございます。現地におきましても、OECDの駐在事務所もありませんし国際機関のFAO、UNDP、いろいろと国別の代表事務所がございます。そういったところでもできるだけ日ごろ接触を持っていただいて、国際間でやっている援助と日本のバイの援助との間で何か関連をするような事柄あるいは将来にわたって参考になるような情報がございましたら、日本の方に御連絡をいただくようお願いをしたいと思います。またこういった視点から、この予算の中には載せてございませんが、よく御存じのAICAFの情報提供事業の中で9年度からインターネットを使ってもう少し情報検索なりやり取りがやりやすくなるような予算も準備してございます。今年中にうまくシステムができるかどうかちょっともう少し時間がかかるかもしれませんが、いずれ近いうちに現地におられる皆様方との間でインターネットを通じて迅速な情報交換もできると思っておりますので、御活用をいただければと思います。

私の方からは、とりあえず以上でございます。ありがとうございました。

5-2 資料説明

【米野農林水産省経済局技術協力課課長補佐】 今御紹介いただきました、技術協力課でプロ技の担当をしております米野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、限られた時間の中で少しかお時間をいただきまして、当初から提出させていただきました資料を簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。お手元のファイルの中に、151ページから農林水産省資料ということについてございます。大きく分けまして2つの資料になっておりまして、151ページから173ページ

ジは、これは例年行っておる研修員の受け入れの機関調べといえますか、どの機関でどの時期に受け入れができるということで、これは例年つけさせていただいておる資料でございます、後ほど御参考にしていただければと思います。

それから、174ページからなのですけれども、ことし新たにつけさせていただきました。これは先ほど、特に御当地パラグアイで来年度からJIRCAS（国際農林業水産研究センター）とこちらにございますCETAPARを拠点にさせていただいて、メルコスール4ヵ国の研究機関と共同の広域の総合研究プロジェクトを開始するというようなこともございます。あるいは皆さん御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、マレーシアでこれまでJIRCASがマレーシア政府の研究機関と共同で行っていました未利用資源の餌の飼料化のプロジェクトが今度JICAのプロジェクトとしてプロ技としてことしの春から始まるというようなことで、JIRCASもできまして5年たつわけでございますけれども、いろいろ共同でのプロジェクトあるいはそういう作業がふえてきた。これはJIRCASとJICAとの間で毎年連絡会というのが開かれていまして、そういう中から徐々に成果が出てきたわけでございます。

それで、ちょうどことしも1月に研究会、連絡会が開かれましたときに、そういうプロジェクトでの大きな仕事もあるのですけれども、それに加えてJIRCASでいろいろな研究機関で研究員の方が派遣されております。そういう情報もプロジェクトの皆様方に提供させていただきまして、174ページから後ろの資料、大体研究のタイトルあるいは概要を見ていただきますとどういった研究者の方が行っているかというようなことがわかるかと思えます。お近くの、ちょっと残念ながら東南アジア地域が中心ではあるのですが、任国あるいはお近くの国に関連する研究項目等ございましたら、ふだんの専門家の意見交換、あるいは現地セミナー等で例えば講師で来ていただくというようなこと等の日常での連絡も密にさせていただくことが、JIRCASの方にもプラスになります。また皆さんのプロジェクトの実施にもプラスになるのではないかとということで、連絡先等をリストとしてまとめさせていただきました。何枚かの資料になっております。また詳細は後ほど見ていただければと思っております。

簡単ではございますけれども、私ども用意させていただきました資料について御説明させていただきました。

5-3 事業実施方針と平成8年度事業実績

5-4 平成9年度予算要求（政府原案）

5-5 林業水産分野の協力事業実施計画

【石島林業水産開発協力部長】 御紹介いただきました林開部長の石島でございます。初めに本日出席のリーダーの皆様方、厳しい環境の中で現場の第一線で御活躍いただいておりますことにつきまして感謝申し上げる次第でございます。おかげさまでもちまして、平成8年度の事業も順調に現在まで推移してきております。お礼を申し上げる次第でございます。

現在JICAで実施しているプロジェクト、農林水産全体で87プロジェクトでございますけれども、10年前に比較して2倍に近い数に増加してきております。私どもJICAの組織についても整備に努力してきているわけでございますけれども、いかにせんプロジェクトの数の増加には国内体制の整備が追いついていかないということで、プロジェクトの運営上皆様方にいろいろと御迷惑をおかけしていることにつきまして、この場をおかりいたしましておわびを申し上げる次第でございます。

国内体制の整備ということではいろいろと努力をしていますが、現在の行政改革の流れの中では必ずしも容易ではないということをごさいます、ODAの予算も従来のように伸びていかないということも踏まえまして、今後プロジェクトの数の増加ということよりも、より中身の濃いプロジェクトの実施ということで、質の充実ということに重点を置いたプロジェクトの運営ということを基本的に念頭に置いて、私ども今後プロジェクトの形成運営に当たっていききたいと思っている次第でございます。

先ほど来いろいろとお話ありましたけれども、農林水産業協力分野において依然として重要な役割を果たしているわけでございますけれども、昨年も申し上げたのですけれども、農林地あるいは海水域が地球表面のほぼ8割を占めているということで、住民生活あるいは環境の保全にとって極めて重要な構成要素ということをごさいます、私ども農林業関連のプロジェクトを実施していく際にはそうした視点に立って、住民生活の安定あるいは環境の保全と、こういったことを常に念頭に置いてプロジェクトを実施していくことが重要ではないかと思っているわけでございます。

また最初に、1つだけ農林水産業における技術の特殊性に対する御理解ということをお願いしておきたいと思っております。これは御案内のとおり、農林水産分野における技術というのは、工業分野の技術とは違いまして日本の技術が直ちに皆様の協力をされておられる相手国に適用できるものではございませんで、その国の異なった自然条件あるいは伝統的な生活慣習に適合する技術として、技術協力をやっていく中で育てていくという性格を有しているというふうに思っているわけです。したがって、我々の技術協力をやっていく際には、そういった異なった自然条件のもとで技術を実証、確立していくための一定程度の試行錯誤、こういったものがついて回るというのが一般的でありまして、これをややもすると失敗と受けとめて第三者等に対して失敗であったというような説明をしがちな面があるわけですが、最近プロジェクトの成果ということに対する内外の目は非常に厳しいものがありまして、ぜひそういった農林水産業の持っている技術の特殊性というものを理解して、そういった第三者あるいはマスコミに対する御説明に配慮を願えれば幸いですと思っているわけです。昨年の会計検査で、JICA全体で4件のプロジェクトが国会報告候補案件になりましたが、そのうち3件が私どもの部である農林水産開発協力部の案件でございまして、いずれも会検指摘の主なる視点は、技術移転の途中経過としての試行錯誤というのですか、技術を育てていく過程を失敗というふうに認識して指摘してきたものでございまして、我々としてはこの点について会計検査院に何度となく説明をして農林水産関連における技術移転の特殊性というものを理解していただいたわけです。したがって安易に途中経過を、リーダーの皆様方はそういうことはないと思うのですが、失敗というような形で説明することのないように、皆様の協力を携わっている専門家の方々にもぜひ注意を喚起していただければと思うわけでございます。

本日は貴重な機会でもございまして、今後の農林水産分野におきますプロジェクトの形成あるいは運営に当たって特に留意すべき事項、あるいは皆様の協力をお願いすべき事項について、大きく分けて3点ほど説明をさせていただきます。1点は、ODAを取り巻く動向、これを踏まえたプロジェクトの運営のあり方。それから2点目は、8年度の事業概要と9年度の予算についてでございます。最後に事業実施方針ということで、今後のより効率的なプロジェクト運営に向けてのJICAとしての考え方ということについて、説明をさせていただきます。

先ほど来既に御説明がありましたけれども、国際協力の現場ではいわゆる援助疲れといいますが、援助をすれども効果が上らないということで、協力すること自体に意義を見出せないといったその精神的論調というのが顕在化しているわけですが、そういったことに対してDAC、OECD、国連の開発援助委員会におきまして、改

めて結果重視の21世紀に向けた新開発戦略というのが昨年採択されたわけです。この中で、結果重視、効果の上がる協力の推進、それを図っていくための3つのコンセプトというのを明確化しております。これは私どもがプロジェクトを運営していく上でも非常に参考になるというか、今後配慮していくべき事項だと考えておりますので、御紹介をして皆様方の日々のプロジェクト運営に役立てていただければと思います。

第1点目がオーナーシップとパートナーシップというコンセプトでございます。このオーナーシップというのは、自助努力あるいは所有意識、相手国のプロジェクトの所有意識というふうに訳されるわけですが、いわば自助努力なくして成功なしという基本認識に立って援助をすべきであるということでございます。いわゆる丸抱え援助というのは、その国のためにとっても必ずしもいいことではない、したがってあくまでも途上国の自助努力を支援するのだ。プロジェクトの所有はその国の相手国、被援助国のプロジェクトであるというような認識を常々持ってプロジェクトを運営していくこと、これが1点目。あわせてパートナーシップということも第1コンセプトの中で言っております、これは援助協調ということもございまして、従来援助の現場では各国あるいは国際機関が援助競争という形で互いにしのぎを削ってきた。そういった中で、お互いに援助疲れをしてきた。こういったことをこの際やめて、できるだけ技術を共有すべき分野においては援助協調をやっていく。援助協調が不可欠であるということで、ドナー間あるいは国際機関との間のグローバルなパートナーシップを結んで協力を推進していくということもございまして、それが第1点目のコンセプトで、オーナーシップとパートナーシップ。いわゆる自助努力支援と援助協調、これを我々もプロジェクトを形成していく過程あるいは皆様が現場でプロジェクトを運営していく中で少しずつ前進させていくというのが、DACの1つの考え方でございます。

それから第2のコンセプトは包括的アプローチということもございまして、単なる技術協力を推進するということではなく、貿易あるいは民間投資、こういったものを総合的に視野に入れまして、政府、企業あるいはNGO等の広範な活動による包括的アプローチをしていく。加えて各種援助形態の有機的連携を図っていくということもございまして、これは無償ですとか有償ですとか協力隊あるいはプロ技、個別専門家、あるいは国際的なさまざまな援助形態があると思っておりますけれども、そういうものを総合的、有機的に連携づけた協力が今後効果を上げるためにはぜひ必要であるということもございまして、我々としてもそういう視点に立ったプロ形あるいはプロジェクト運営というものをやっていくことが重要ではないかと思っております。

それから第3の考え方、コンセプトもございまして、結果重視の開発戦略の設定ということで、開発をするに当たってターゲットを設定して、そこに向かって計画的な協力を展開していくということもございまして。DACの新開発戦略の中におけるターゲットですが、貧困、教育、医療、環境、この4分野で2015年までの7つのターゲットというのを設定いたしております。農林水産分野に関連するターゲットについて言いますと、1つは貧困人口の割合を2015年までに半減する。それから、2点目は環境破壊の傾向を2015年までに逆転する。この2つではないかと思っております。いずれにいたしましても、この農林水産分野は貧困対策あるいは環境保全の面で中心的な役割を果たしているものでございまして、先ほど申しました自助努力支援、オーナーシップのことですが、それと援助協調、パートナーシップ、それから包括的アプローチを念頭に置きまして、そういった目標設定による効果的なプロジェクト運営に努めることがDACの方向に沿った協力であるということもございまして、このことが直接的に皆様方の日々のプロジェクト運営にかかわってくるかどうかは別といたしまして、常にそういったことを念頭に置いて協力をしていくべきではないか、そういった中から、そういった新たな開発戦略に沿ったプロジェクトも形成されてくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、大きな1点目の2点目として、食糧サミット。昨年11月に開かれた食糧サミットで、食糧安全保

障のためのローマ宣言というのが採択されて、それに関連したコメントをしようと思っておりましたが、もう先ほど来その点についてはお話がありましたので私の方からは詳しい説明は避けましても、この食糧サミットの中で2015年までに栄養不足人口を半減する、あるいは農村地域の再活性化により社会的安全を促進しまして農村から都市への過剰な人口移動を是正する、あるいは持続可能な農林水産業及び農村開発を推進するという基本的な認識が確認されておまして、これらを推進するための人材開発、研究協力、インフラ整備またはそれを支える住民なり女性の参加の促進ということもうたわれておりますので、我々としてもそういったローマ宣言に沿ったような形で人材開発、研究協力、インフラ整備、また女性の問題、住民の問題、こういったものにプロジェクト協力を通じて積極的に参加していくことが重要であると考えているわけです。さまざまな国際的動きがあるわけですが、農林水産業は依然として協力の中核という印象を受けます。いずれにいたしましても、我々農林水産業は非常に技術協力の中で重要な分野であるという意識を持って、本部とともども皆様方にも御努力を願えればと思います。

それから、日本国内の動向ということで1、2点御説明をさせていただきたいと思えます。これも先ほど来説明がありましたので詳しい説明は省略しますが、行財政改革や情報公開の動きに関連してですけれども、財政支出に関する国民の目は非常に厳しいものがございまして、こうした中でODA予算も国民、マスコミの厳しい監視の目にさらされております。また、予算の伸びも平成9年度ではJICA全体で2.2%、農林業プロジェクト協力費では1.2%というかつてない低い伸び率でございまして、消費税のアップあるいは円安、財政収入見合いの節約額、大蔵省内部保留等々を考慮に入れますと、実質的には私どものプロ技関係予算は相当程度にマイナスになるというのが実態でございまして、一方こういったODA予算の用途につきましては、非常に厳しい国民の監視の中で将来にわたって、情報公開を求められることになっていくわけですが、常に透明性、公平性、あるいは効率性を確保していくことが非常に重要になってきておるわけでございます。単に必要だから援助するということだけでは、こういった今の国内の動きにはこたえていけない。いかに国民の税金を効率的に活用していくか、そして国民の理解を得ていくかという努力が必要でありまして、そういった視点を踏まえてより効果的、かつ効率的な事業運営に努めていただければと思います。もちろん現在でもいろいろと努力をなされているということは、今回いろいろな取り組みということで皆さんから提出していただいた資料を見て私ももう理解できたわけですが、さらに一層努力をしていただきたいと思います。

特に効率的な事業実施という点に関して、現地業務費について一言申し上げたいと思えます。昨年に引き続きまして、今年度も厳しく圧縮せざるを得ない状況にあります。いろいろと不満は聞いておりますけれども、御理解を願えればと思うわけでございます。実はあるリーダーからこの点に関して公電でガダルカナルのインパール作戦と同じではないか、我々専門家を戦場に送って兵器も食糧も送らずに後方支援を断って、これでは戦場で戦死しろと言っているのも同じだという公信ベースで私のところに出してきたリーダーがいるのですが、私どもとしてはそこまではするつもりはございませんが、この厳しい情勢の中でできる限り現地業務費を効率的に使っていくということで、ほぼ平均して3割削減ということでお願いをいたしておりますので、よろしく御理解を願えればと思います。

この点に関連して、第2KR資金の活用ということについて、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。これは御案内のとおり肥料あるいは農業などを現物供与しまして、その販売収入を積み立てて形成される資金ですけれども、この資金をプロジェクトのローカルコストの負担に充当するというので、相手国政府とぜひ話し合いを持っていただければと思うわけです。詳細については個別のヒアリングの場で再度御説明をしたいと思えますが、

昨今の現地業務費なりローカルコストの負担ということが非常に厳しくなっている中で、第2KR資金のローカルコストへの充当ということで、可能性を打診していただければと思うわけです。農業分野のプロジェクトでは幾つかのプロジェクトで2KR資金の活用を願っているプロジェクトがあるわけですが、林業あるいは水産業ではそうした取り組みがほとんどなされていないという現状にありますので、何分にもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、大きな2点目でございます。8年度の事業概要と平成9年度の予算案について簡単に御説明を申し上げます。先ほども申し上げましたが、今平成8年度現在で36ヵ国で87のプロジェクトを実施してきておりますが、共通の課題を抱える地域の専門家がそれぞれ持てる技術を持ち寄ってより効果の高い協力を実施するための特別対策セミナーというのがございますが、昨年度はこの特別対策セミナーをそれぞれの地域で有効に活用していただいて、プロジェクトの広域的な協力効果の普及といえますか、そういうことに努力をしていただいたことにつきましてお礼申し上げます。あわせてその地域のニーズに則した技術の普及という観点から、啓蒙普及活動の促進ということについても、皆様方には積極的に取り組んでいただいたというふうに認識をいたしております。逆に私どもの予算が十分ではなくて、そういった特別セミナーあるいは現地での啓蒙普及活動費というものを十分配付できず御迷惑をおかけした点につきまして、この場をかりておわびを申し上げます。いずれにいたしましても、こういう取り組みは今回の広報活動という視点からも重要だと認識しておりますので、厳しい現地業務費、非常に厳しい中ですが、こういったところには積極的に予算を費やして、広報活動なりの促進に私どもも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

また昨年度LLDC特別現地業務費というのが新設されたわけですが、対象国あるいは予算の規模というようなことからいろいろとプロジェクトの皆様方の要請にこたえられない場面もございましたことにつきまして、あわせておわび申し上げます。

もう一つ、JICA全体として取り組んでおりますPCM、それからPDMについて若干御説明をさせていただきます。PCM、PDMはJICA全体として統一的にその導入を促進しているものでございますが、必ずしもこれを画一的に導入していくというものではないというふうに私は考えておまして、現地の状況を踏まえてその導入を図っていくべきである。この点については、専門家の皆様方からPCMといういわゆるプロジェクト・サイクル・マネジメント全体の考え方については御理解いただいておりますが、その中でPDMというのをつくるわけですが、これについては専門家の皆様方からさまざまな意見を伺っているところでございまして、その弾力的運用という視点に立って今後適切な活用を図っていくように努めてまいりたいと思っております。PDMは必ずしも唯一無二の方法ではなくて、運営評価の1つの手法というふうに私ども理解しておまして、従来の調査団による評価、あるいは有識者による評価というものも重要だと思っております、PDMとそういった従来の調査団の評価、あるいは有識者の評価、これらをあわせてプロジェクトの正しい評価をしていくものだというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思っております。いずれにしても、最終評価に当たってはPDMに基いて評価することになっておりますので、皆様方の御協力をお願いいたしたいと思っております。なお平成8年度の事業概要の詳細につきましては、この全体会議資料という資料の中の3ページから18ページにかけて詳細を記載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それから、平成9年度の予算案の概要ということについて御説明申し上げます。資料の19ページから30ページにかけて記載してありますけれども、これについても非常に膨大にわたりますので、先ほどの関連で1点だけ予算の一プロジェクト当たりの平成9年度の配付予定額について、私の方から1点だけ御説明申し上げます。

農林水産分野全体のプロジェクト数でございますけれども、平成8年度で対前年度の10件増が平成9年度においても9件増というようなことになる見込みでございます、こういったプロジェクトの増加に伴いまして、単純計算でプロジェクト一件当たりの平均予算額は、平成9年度は1,000万円の減額ということになるということでございます。昨年が1億3,100万円、本年が1億2,100万円ということで1,000万円の減額。当然のことながら皆様方の給与あるいは調査団の派遣経費というのは削減できませんので、これらの1,000万円の減額というのは機材供与あるいは現地業務費から削減しなければいけないという状況でございますので、厳しい状況ではございますけれども、後ほどの個別協議の中でもそういった話があると思っておりますけれども、御理解を願いたいと思います。

なお、新規施策が今回認められておりますので、若干説明させていただきます。これは広域技術協力費ということでございまして、周辺国も含めて協力の対象とするということで、プロジェクトのある国からその周辺国に専門家が出かけて行って一定期間協力ができる、あるいはその周辺国に必要な機材を供与できるというプロジェクトでございまして、これは私どもの林開部の水産技術協力課の方から要求をして認められたというものでございまして、その原点となったのは水産の技術協力というのは南太平洋諸国のような非常に小さな国を対象にして協力する、あるいはカリブ沿岸諸国のような非常に小さな国を相手にして実施するという、それぞれの国でプロジェクトを実施することはできない、なかなか困難だということで、1つの国で実施したプロジェクトの効果をその島しょ国全体に及ぼしていくために広域的な協力を展開することが必要だという認識に立って、専門家がその島しょ国に行って協力を展開できる、あるいはそのプロジェクトの拠点がある国以外の国に機材の供与ができる、そういった新規事業でございまして、平成9年度はとりあえずカリブ沿岸諸国を対象に水産のプロジェクトの中で実施していく予定にしております。将来もう少し予算額を拡大して、水産以外の分野でも活用できればと思っておりますので、また皆様方の方でも御検討願って、こういったところではできないかというのがあれば、また教えていただければと思います。以上が2点目の事業概要と平成9年度の予算案の概要ということで、とり急ぎ説明をさせていただきました。

最後の第3点目ですが、事業実施方針ということでよりよきプロジェクトの運営についてということで御説明を申し上げます。これについては、資料の34ページから44ページにかけて記載してございますが、要点について私の方からお願いを申し上げます。1つは、協力期間内での目標達成ということでございます。一般的に農林水産分野では、移転された技術が地域に根づくまでには相当程度の時間がかかるということで、息の長い協力が必要であるということで、これは事実なわけですが、我々として技術協力をやっていく場合には、R/Dに定められた期間内、通常5年間ですが、その中で一定の成果を上げていくということが求められておりました、これは援助の効率性という観点からも会計検査の対象になるというような時代でございますので、ぜひR/D期間内にそのR/Dに定められた成果を上げる、これは当然のことですが、という基本的姿勢に立って改めて自分のプロジェクトを見ていただきたいと思っております。私どもとしても農林水産業が息の長い協力が必要だということは認識しておりますが、そういったものが5年間、5年間、5年間という形で区切ってつないでいく性格のものではないか。したがって、その5年間の協力期間の後に、改めて第1フェーズから第2フェーズに移っていく。そういったプロジェクト形成はやっていく必要があるというふうに理解しておりますので、5年間での成果を上げていくという視点に立っての御努力をお願いしたいということでございます。私どもの方としても、最近では5年間の協力を開始する前に2から3年の準備フェーズを設けるといような工夫もしております、合わせると7年から8年の協力期間が設定できるというようなやり方もしております、こういった農林水産業の特殊性と

いうのにも本部としても努力はしているわけですが、いずれにせよ国民の目あるいは公的検査機関の目が厳しいという状況を踏まえて、5年間での成果を上げるということに何分よろしく願いをいたしたいと思います。

それから3点目ですが、協力終了後の自立的発展を視野に入れた協力の展開ということでございます。これはDACの新開発戦略にもそういった視点が大事であるというふうにならわれているのですが、我々としても協力終了後も相手国政府が十分それを担っていただけるだけの組織をつくっていくということを常に念頭に置いて、相手国の実施体制の整備、関係職員の自覚、意識改革、あるいは予算を所掌する大蔵省なりへの理解を求めていくといったような努力をぜひ継続して行っていただきたいと思うわけです。特に参加型協力でございますけれども、ややもすると参加型協力というのが住民とともに実施する協力というふうに理解されておりますけれども、あくまでも参加型協力を担うグッドガバナンスと申しますか、良識ある政府というのがそこに存在して、私どもが協力を終了した後はグッドガバナンスがそのプロジェクトを担っていくということが必要でありますので、その点についての理解をお願いしたい。特に林業分野では担い手が途上国ではない。農業ですとそこに農業者がいるということで、彼らが政府と一緒に農業を担っていただけるということで、比較的自立というものに結びついていきやすいわけですが、途上国の林業は主として国によって支えられているということで、そこに林業者がないという難しさがあるわけですし、したがって参加型協力というのが重要なわけですが、単に参加型協力ということで政府を無視してはやはり成り立たないということで、うまく住民参加とグッドガバナンスの存在を連携させるような努力を図って自立に結びつけていってほしいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから広報活動、これは今回のリーダー会議のテーマでもございますけれども、広報活動の積極的な展開をお願いしたいということでございます。この広報活動の視点ですが、2点あると思ひまして、1つは政府関係者への広報ということです。これはカウンターパート機関、農務省なり農水省だけではなくて、財政当局である大蔵省とかあるいはその人事を担当する省庁、あるいは政策を担当する省庁、そういったものに対してプロジェクトの存在を積極的にPRしていく広報活動、これにぜひ取り組んでいただきたい。今回もいろいろと取り組みの事例を出していただきまして、それなりの努力がされているということは我々も承知しているのですが、一層そういう努力をしていただいて、先ほど来話のあった顔の見える協力と申しますか、日本の協力が非常に地味でヨーロッパ等のいわゆるプレゼンテーションのうまい国にいかにもそういった面でおくれをとってしまう。実質は我々の方が十分立派にやっているのですが、そういった点で非常に苦手な面があって、相手国政府の上層部に十分理解されないという場合がありますので、そういった政府関係機関への広報というものをひとつ改めてお願いをいたしたい。これが先ほど申し上げましたプロジェクトへのローカル予算の配付、あるいは人員の配置ということにいい影響を及ぼしていくものではないかと思っておりますので、よろしくお願いをしたい。

それからもう一つの視点の広報ということで、当然ながら一般の人あるいは地域住民に対する広報ということを積極的にやっていただきたい。これは私どもが移転した技術が十分地域住民の中に波及して、住民なり国民から受け入れられる技術としてその地に根づいていくということのためには必要なことでございまして、当然取り組んでおられるわけですが、改めてその日本の協力の存在意義を高める、あるいは日本の技術が地元で受け入れられる技術として根づいていく。そういったことを早期に実現していくために、積極的な草の根レベルでの広報と申しますか、にも取り組んでいただければと思います。なお私ども国内の方の広報活動も広く展開して、日本の国民の皆様方にも私どものプロジェクトを理解していただく努力をJICAの広報担当部局とも協力しながらやっていきたいと思っておりますので、これに関してはこういったことを広報したらいいのではないかと

ような材料なりをお持ちでしたら、ぜひ私どもの方に知らせていただければと思います。私どもも広報担当部局あるいは部単独でもいいのですが、そういった広報のいい参考になるようなものについては積極的に広報していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、4点目になりますがプロジェクトの自己評価、これをきっちり運営の過程の中においてやっていただきたいと思っております。何か最終的にやってみたけれどもだめだったと、そこまでは言いませんけれども、何か5年間終わってみてうまくいかなかったというようなことではまずい。そういうリーダーはおられないとは思いますが、何か一部にそういう印象、感想的な第三者的な評価をしてどうもうまくいかなかったというようなことをたまに帰国された方から聞くわけですが、私どもとしては常にそのプロジェクトの進行管理をして、厳しく途中経過における自己評価をして早目にどうすべきかという処方箋をつくっていただいて、可能な限り協力効果を上げていくという努力をしていただきたい。5年間というのは非常に長いようで短いわけですが、計画的な目標管理といいますが、自己管理、プロジェクト管理というのが必要だと考えておりますので、そういった5年間の中で定期的な自己評価を行っていただいて、改めるべきは改め、協力成果を上げるように計画的なプロジェクトの運営管理に努めていただければと思います。なかなかうまくいかないということは聞きますけれども、こうすればいいというようなことを私どももぜひ皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、それには自己評価というものが重要でございますので、そういったみずからの評価をしていただいて、四半期報告なりに御報告いただければと思うわけです。早目にそういう情報をいただいて、私どもとしても皆様とともに成果を上げるための後方支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから最後ですが、安全と健康管理、これは先ほど来言われておりますので、余り繰り返すにあって恐縮なのですが、健康ということは本当に重要ですので、プロジェクト全体でお互いにチェックをしていただいて、疑わしきは早目に病院にということをお願いしたい。特に農林水産業は現場でなかなか病院も遠いということですので、お互いがお互いの健康をチェックしていただいて早期な対応をして、全員健康で日本に戻れるようにお互いが努力をしていただければ。安全ですが、なれによる油断というのが一番禁物だと思っております、危険な地域でも自分がそういった危険な目に遭わないとついつい危険だと言っているけれども安全だと思って、油断をしてそういった地域に近づくとか、どうしてもそういった安全に対する配慮が欠けて、結果としてそういった自分の身の安全を危険にさらすということになりかねませんので、なれによる災害なりそういった事故というのは極めて多いものですから、初心忘れずに危険には近づかないというようなつもりで行動をしていただければと思います。

どうも私、話下手なのでいろいろとりとめもないことを言ったかもしれませんが、私ども本部として基本は皆様方のプロジェクト活動を後方から支援するということだと理解しておりますので、技術情報の提供あるいは短期専門家の派遣等々を通じて皆様の活動をできる限り後方支援していきたいと思っておりますので、よろしく私どもの立場も御理解いただいて御協力をお願いできればと思います。やや焦点が絞り切れない話になって恐縮でしたけれども、時間11時半までということになっていましたので急ぎ足で説明させていただきました。ありがとうございます。

5-6 農業分野の協力事業実施計画

【司会】 農業開発協力部の方の立場からも、リーダーの皆様をお願いする意味で、一、二点御説明申し上げます。

たいと思います。石島部長の説明と重複いたしますけれども、お手持のリーダー会議の資料の28ページをごらんいただきたいと思います。平成9年度予算執行に向けての留意事項とございます。これの3枚目に先ほど部長が説明いたしました単純に一プロジェクト当たりの予算の比較ということで、配付予算が1,000万減りますという表がついてございます。どうしてこういう減少になるかということでございますけれども、1つにはやはり1.2%という非常に少ない予算の伸び、これに対しまして実は来年度予算の最初のシーリングが2.6という数字でございましたが、2.6という数字はもともと消費税のアップ2%、それから円安傾向ですか、これを勘案して件数上はプラスマイナス、ゼロというのが2.6というシーリングの数字でございました。それに対してプロ技、特に農林については1.2%という低い数字に抑えられているということでございますので、必然的にその分の件数を減らさざるを得ない。一方では当然単価のアップというものもございます。

それとあわせて、今の資料の1枚目28ページに戻っていただきたいのですが、私どもの農業、林業、水産の3分野でございますけれども、毎年15、6件の新規案件が採択されて開始されています。一方では、終了案件というのはわずか5、6件程度、差し引き10件ぐらいの件数が毎年毎年ふえている。なぜこういう現象が起きたかといいますと、御存じのとおり多くのプロジェクトがフォローアップないし協力期間の延長という形で5年間で終わらないということで、ある意味でダブルパンチの影響を受けましてかなり予算が厳しくなってきたという状況がございます。この結果といたしまして、石島部長の方から御説明したとおり、現象としては案件の小型化。小型化と一概に言いますが、専門家の数であるとか調査団であるとか、こういったものは極端に減りませんので、どうしても変動要素としては機材供与、それから現地業務費、こういったところに求めざるを得ないというのが実情でございます。

それともう一つ、このままの状況が続きますと、新規採択案件15件という数字でございますけれども、これも予算上は15件の新規予算が認められているけれども全部を採択できないというような状況も、今後の問題として出てくることと思います。

それから延長とフォローアップの問題でございますけれども、これにつきましても、従来は延長の必要性、フォローアップの必要性、これがあれば原則として本部サイトとしては、ではそういった協力期間を延長しましょうということではほとんどの場合は現場のニーズに応じていたわけでございますけれども、今後におきましてはそういうニーズはわかるのだけれども、必要性はわかるのだけれども予算上対応できない。そういうような状況もあるいは生じてくるのではないかと思います。したがって、やはりここ2、3年、数年がかりで適正な案件数、予算に見合った適正な案件数に戻す努力というものを全体としてしていかなければいけないのではないのかというのが、私どもの最大の課題として考えているところでございます。皆様におかれましては、ぜひプロジェクトの計画的運営というところに御努力、御尽力いただきまして、できるだけプロジェクトが予定通り終わるようにという形で方向づけていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

関連いたしまして、明後日から個別協議に移るわけでございますけれども、皆様を担当する課長ないし課長代理が恐らく相当きついお叱りを受けるのではないであろうかということはお目に見えております。ただ、今申し上げましたような事情もございまして、幾ら担当課長を叩いてもなかなか出て来るところは少ないだろうということを御理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【佐藤リーダー（タンザニア）】 石島部長の説明の中の効果的な協力の3点セットというか、3つのコンセプトの中の包括的アプローチ関係、いずれも理解できることなのですけれども、これは取り組みというのほどからかといえばプロジェクト自体も積極的に進めなければならないのですけれども、JICAの事務所のそれだけの能力の付与といえますか、というのがより重要になってくるのではないかと考えますけれども、その辺の見通しなり今後の考え方なりをお聞かせいただければと思います。以上です。

【石島林業水産開発協力部長】 2点、包括的アプローチということで、これはどちらかという既存のプロジェクトを運営をしていくということよりも、今後に向けてこういった包括的アプローチをとるプロジェクトを形成していくことが重要だということだと思います。それで、現在も幾つかはそういった取り組みをしておりますけれども、そういった意味においてJICAの出先におけるプロ形能力を付与していくというのは御指摘のとおりですが、今の行財政改革の中で、今回JICA全体でも人員増というのは10名認められただけでございます。なかなか出先のJICA事務所の要員をそういったプロ形を職員だけでやるという形までに充実するというのはなかなか直ちには難しい。したがって調査団派遣方式といえますか、そういった特殊なプロ形のための基礎調査団を派遣するというような形でこういったものには対応していく必要があるのではないかと。現在でもそういった目的を持った調査団を派遣して、かつJICA事務所の皆様方が持っている知識なり、専門家方の経験を踏まえてそういったプロ形に当たるという調査団を幾つか基礎調査部を中心に構成しまして送って、こういったDACの戦略に合うような方向、必ずしもDACの戦略ではないのですけれども、一定のテーマに合うようなプロ形調査というのはJICAとしてやっております。ただ事務所員を直ちにふやせということは、なかなか難しいということをお理解願いたいと思います。

【司会】 ほかに御質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【片寄リーダー（ウルグァイ）】 最後のところで説明されたわけですが、質問というか私自身のちょっと感想を述べさせていただきたいのですが、私どものプロジェクトは来年度で一応終了ということになっています。そうしますと、おのずからどうしても延長とか第2フェーズ、フォローアップ、いろいろな制度があると思えますけれども、そんなことがジョイント・コミッティ等の中でチラチラ出てくるような状況になっています。先ほどの説明では、積み残し部分があれば多少6年、7年ということも考えられるのだよという説明だったのですが、なかなか現場を扱っている中でやはりいろんなハードルを飛び越えながら最終的にはR/D、TSIの目標に必死に近づこうとするわけです。そうすると、結局一生懸命やったところについては、後は終わったのだからそれでいいんじゃないか。けれども、ここは多分一生懸命やられていると思います。けれども積み残しがあるから、じゃこれは延ばしましょうかというのは何かちょっと、私自身の感想としては納得できないなという部分を持っているものですから、お答えは個別とかそういうときに伺うとして、感想として意見だけ述べさせていただきます。

【石島林業水産開発協力部長】 私も全く同感でして、中にはそういうふうに誤解をしている人がたくさんおられます。それで、協力成果をどこかに達成できない部分を残しておけば延長できるのだ、あるいはそれをいつまでも引っ張ればプロジェクトが5年を超えて2年あるいは第2フェーズに行く。しかしこれは非常に消極的対応でありまして、相手国政府が延長しろと言っていることに抵抗できないで、どこか1つ、2つをやり残したことにしてそこをフォローアップでやりましょう。それを真剣に考えているリーダーの方もおられるようだけれども、私どもとしてはプロジェクトをどうこうしていくというのはそういうものではない。やはり5年間できちっと終えて、優良案件について第2フェーズを新たに構築してさらに発展的なプロジェクトに組みかえていく。

こういうものに対して積極的に我々としても支援していく。そういう基本的姿勢に我々も立つし、リーダーの皆様方にも立っていただく。そうでないと、実はまだうまくいっていないのですと、延長せんがためのそういった印象を第三者なりいろんな方に与えるような発言を誤ってしている人がいますけれども、そういったことでは今おっしゃったように本末転倒になってしまいますので、まさに成果が上っていて日本の技術がその国で発展するようなプロジェクト、こういうものについて第2フェーズなりをつくってきっちり息の長い協力を展開していくということではないかなと思います。したがって、単に積み残しがあるからやるのだと、そういったものだけではない。そういうふうにやりたいと我々も思っていますので、よろしくお願いします。

【司会】 はい、どうぞ。

【小宮リーダー（チリ）】 本日は非常に一番最初の講演から最後の石島部長まで非常にわかりやすい説明をいただきまして、こういう分野で仕事をしている者として非常に心強く思った次第でございますが、私の方から質問というよりは要請の意味を含めまして、2点ほどお願いしたいと思います。

1つは、日本人の専門家養成ということをやはり真剣に取り組む必要が出てきたような状況にあるということでございます。それからもう一つは、プロジェクト期間というものを、先ほど来お話が第2フェーズ、第3フェーズというやり方もあるというお話でございましたが、やはり基本は8年、10年ということが一番最初から構えて、そしてしっかりした目標に向かって計画的に実行していくということがやはり望ましいのではないかと思います。その2点を要請したいと思います。

1番目の専門家養成ということにつきまして、先ほど説明の中に試行錯誤的にやっているその段階の中でどうもうまくいかないというようなことを外部の方に言うてしまう人がいる。これは私はその場面に携わったわけではございませんので勘違いがあるかもしれませんが、とにかく余力のない個別専門家の場合にそういう場合が出てくるのではないかとということが、個別専門家というよりは分野の専門家に出てくる可能性があるのではないかと気がするわけです。といいますのは、もう1つプロジェクト期間との関係もあります。プロジェクトを5年なら5年という期間でこういう目標ということを立ててプロジェクトを運営してくるわけですが、その中における各分野別の専門家というのは、どうしてもそのプロジェクト全体の目標を達成するための1つの兵隊というような形になるわけですが、自分がどのくらいの役割を果たしたのかという観点に立った場合に、どうも力不足というのを自分自身で感じてしまうというようなことがやはり出てくるのではないかと思うわけです。この辺、人材の後継者養成といいますか、今後に向かってつないでいくためのそういう力のある人間を日本で育てていくということが非常に必要になってくる時代に入ったなというふうに感じているわけです。これはプロジェクトのメンバーになりましてからも、オン・ザ・ジョブ・トレーニングといいますか、職場内研修的に我々チームの中で日ごろ気をつけながらやっておりますけれども、やはり日本の中である程度力をつけて行きませんか、やはり外国に来ると非常に言葉の問題とか生活の関係で忙しくなってしまうので、ぜひともその辺のことを日本での養成に力を入れるべきではないかと思えます。

それからプロジェクト期間の方につきましては、なんかいろいろの背景がありまして5年でスタートせざるを得ないということをおっしゃっておりますけれども、やはり一番最初の方に説明のありましたように、我々は自然を相手にそれから社会をバックにしてやっているプロジェクトでございますので、やはり5年でこの農林水産業をある程度の目標まで育てるといのはなかなか難しい。それともう一つは、相手国側の方は日本で考えるよりもっと広い目標を立てている。どうしても広い目標の中で我々日本の方が狭いところで何とかこの辺で進めさせてくれというようなことでスタートする場面が案外多いのではないかと思うのです。そうすると、どうしても5

年なら5年、特に第2フェーズ、第3フェーズの方はもう少しその辺が歯車が合ってくるかもしれませんが、最初の5年のプロジェクトの中ではどうしても目標の設定自体が相手国とどうもベースが合わない。そして、こちらでこの程度は目標を達成したいと言ったものが、その程度では非常にその国では評価されない。そういうことが出てきてしまうのではないかと思うのです。やはりもうちょっと農林水産業の特質を踏まえた8年なり10年なりというような期間を、やはり日本側で何とか打ち立てる必要があるのではないかと思うのです。そういうことによって、やはり今JICAが進めてきつつあるPDMというものが生かされてくるのではないかと思うのです。その2点を1つ要望的にお願いしたいと思います。

【司会】 要望事項ということでございますので、承っておきたいと思います。今後の本部の事業運営の方に生かさせていただきます。時間の制約もございますので、ほかにも御質問をお持ちの方があろうかと思っておりますけれども、明後日総括質疑という時間もとってございますので、そちらの方で御質問等ちょうだいしたいと思います。

ほぼ予定の時間になりましたので、午前中のセッション、これで終わりにさせていただきたいと思います。午後は1時スタート予定でございますので、よろしく願いいたします。

5-8 調達部説明

【司会】 最初は調達部からの説明ということで、調達部の蓮見次長から機材の現地調達にかかわる留意事項、こういったことを中心にお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【蓮見調達部次長】 今御紹介にあずかりましたJICA調達部の蓮見でございます。午前中のかなり高度な大きなお話から、午後のスタートということでいきなり非常に機材の調達という実務的な話になって若干退屈されるかもしれませんが、午前中の佐々木大使閣下ないしは私どもの亀若理事からのお話にもありましたけれども、地味な仕事の中でも非常に底支えしている部分の業務でもあるということで、ぜひ45分程度ですけれども、御容赦いただきたいと思います。

まず私ども調達部でございますけれども、日常プロジェクト・リーダーの皆様方、あるいは専門家、調整員の方々とは直接接させていただく機会がございません。したがって、こうした機会に現場で御苦労されている皆様方から直接貴重な御意見を伺える機会ということを非常に重要に思っております。明日以降の個別ないしは懇談会の場でも何かございましたらよろしくお願いしたいと思います。

45分間で、本日私は機材の調達、特に現地調達の問題を中心にお話をさせていただきたいと思います。お手元の資料に従いますと、75ページから私の担当するところになるわけです。ただし、本題に入ります前に若干今年度、平成8年度の機材の調達進捗にかかわる概況について御報告させていただきたいと存じます。

まず平成8年度、JICAの機材調達に関連する総予算約160億円ほどございます。その中で農林水産事業部門が約30億円強でございます。それから、平成7年度から前年度繰越予算分といたしまして約20億円弱、JICA全体でございます。その中で農林水産部門が約3億円。したがって、平成8年度の事業規模、予算規模といたしましては180億円、JICA全体。その中で農林水産事業部門は30数億円の規模で事業計画が推進されているというところでございます。

これを執行単位ごとに振り返ってみますと、私ども調達部が事業部を通じて購送請求書をいただいてから私どもの具体的な仕事は始まるわけですが、いわゆる購送請求を受けて本部で調達し購送し送る分、本部執行

分、これが全体の約60%を占めております。したがって、残りの40%が在外事務所あるいはプロジェクトサイト等を通じて在外で調達されるいわゆる現地調達分に相当するわけでございます。ちなみに今のは60、40というのはJICA全体の大きな数字でございます。その中で農林水産部門につきまして限って申し上げますと、例えば平成8年度、これはまだ確定数値ではございませんけれども、本部執行分、本部調達分が42%でございます。したがって、残りのほとんど55、6%になりますか、全部ではありませんけれども、それが現地調達になるわけでございます。したがって、オールJICAでは6、4で本部執行ですけれども、農林水産部門についてはこれが逆転しているというところでございます。

ちなみに本部執行分でございますけれども、一応私どもの事務的な目安といたしまして、本年度内に契約を締結するものについては一応1月末で購送請求の締め切りを行っておりますけれども、1月末でいただいた購送請求につきましてはほぼすべて年度内には契約が締結する見込みで今進めておるわけでございます。

それから今の現地調達の傾向を若干申し上げましたけれども、農林水産業、ちょっと話が戻りますけれども現地調達が50数パーセント、本邦調達が42%といいますが、この3年間を振り返ってみますと、まさに現地調達が漸増し本邦調達が漸減するという傾向をはっきりと示しております。これは程度の差こそあれ、農林水産業部門だけではなくて機材調達にかかわる全体的に傾向をあらわしていると言えます。

では、なぜ現地調達部分がふえて来ているかということでございますけれども、1つには一般論として開発途上国における生産品が質が向上してきたということも言えるかもしれません。それから、私どもの在外の予算執行体制というものも不十分ながらも徐々に強化されてきたということもあるかもしれません。そういうある意味ではプラスの評価もあるかもしれませんが、やはり何といたっても大きいのは現地調達という事務手続の利便性といえますか手軽さというところが非常に大きいのではないかと思います。特に皆さんも既に御案内だと思いますけれども、平成6年の9月の公正取引委員会によります一部関連企業に対する立ち入り検査に端を発します関連37企業の受注調整にかかわる排除勧告というものが出されまして、これを受けましてJICAも公正取引委員会、外務省、あるいは大蔵省、いろんな御指導を受けまして従前以上に予算執行、物の調達につきましては公正性ですとか競争性、透明性により配慮した手続をつくるべく制度を見直すべしという御指摘がありまして、そういう改善の措置を講じたわけでございますけれども、1つの結果として調達手続の長期化につながったという側面もございました。こういったことから、やはり現地調達方式の利便性といえますか手軽さというものがさらにクローズアップされて、先ほど来申し上げたような数値になってあらわれているのではないかと思います。したがって、私ども東京の本部、特に調達を担当しております調達部としましては、今のような流れを踏まえて大きな2つの課題をとらえて考えております。その課題の、本日のこの場の45分の間ではその課題総論の御紹介というところが1つの大きなポイントになろうかと思います。

まずその2つのポイントの1つは、ごく当然でございますけれども、そういった競争性、透明性、公正性に配慮した新しい制度の中でいかに効率的に機材購送業務を行っていくか。そういう従来業務の見直しでございます。こういった観点から、制度全体を見直して改善できることはないかというところで努力を続けていく。2つ目は、結果としてふえました現地調達。これは当初はあくまでも現地調達というのは本邦調達を補完する立場のものだということで、せいぜい10%か20%を超えるようなことのない形で従来行われてきたわけでございますけれども、ほぼ40%を超えてJICA全体でも50%に近づこうとしている。特定の事業部門ではもうその関係は逆転している。そういった状況を踏まえますと、いかに現地調達の執行の適正さを確保していくかというところが、これがまた非常に大きな課題になってきているわけでございます。以上、2つの課題が調達部の大きな

取り組み内容になっております。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたけれども、75ページをあけていただきたいと思います。そこに本私どもの方で用意させていただいた資料が4点ございます。一部既存の資料をそのまま使っておるものもございまして、記載ぶり、表現ぶりについては若干この場としては不適切なところもあるかもしれませんが、既存の資料そのままを使っているということで御容赦いただきたいと思います。

まず先ほど言いました2つの課題のうちの、現行の改善されたその本邦調達制度の中でいかに効率を高めるかという観点から、どういうことを従来実施しこれからもやっけていこうとしているかということを中心に整理したものが、1のペーパーと参考資料としての4の資料でございます。これは、お手元の資料の中では4番目が後から追加されたこともございまして、通しのページ数は振ってないかもしれませんが。内容も非常に細かいものでございますので、後でごらんになっていただければと思います。それから2つ目の現地調達についての執行の適正性の確保ということについての課題でございますが、それに関連して2番目と3番目の資料がございます。

では、まずその次の76ページをあけていただきたいと思います。ここにタイトルとして「より効率的な機材購送業務の実施に向けて」と書いてございますけれども、平成6年9月からの一連の流れの中で、とりあえず平成7年度につきましては制度の見直しの結果といたしまして、ここに書いてございますように例えば一般競争入札の対象範囲の拡大、具体的にはそれまでは1件1億円以上のもについてのみ一般競争入札にしてきたわけですが、できるだけ対象範囲を拡大すべしという御指導もございまして、今現在は2,500万円を超えるものをすべて一般競争入札にしております。それから指名競争入札方式の新方式の導入、それから競争入札にかかわる情報公開、特に最近ではいろいろ情報の公開がやかましく言われておりますけれども、今JICAの本部ではこの機材の調達について行った入札の内容に関して応札者名、落札者名、落札金額、これを閲覧方式で本部で一般公開しております。これも、御指摘の結果行われているわけでございます。こうした競争性ですとか公正性、透明性の確保のための制度を平成7年度に実施したわけですが、それを前提に現行制度をいかに前倒しで早くやっけていくかという観点から、例えばここに書いてございますけれども、事業部の方では外務省、大蔵省協議の早期協議の実施、前倒しということ。それから、調達部の方では先ほどちょっと紹介しました4番目の資料としてつけましたけれども、仕様書の作成の手引きの作成ですとか、それから機材カタログの送付というものをやっているわけでございます。

ここでちょっと若干補足説明をさせていただきますけれども、一連の私どもの調達業務で事業部から購送請求を受けてから契約締結までの一連の手続の流れを見ますと、大きく分けて3段階に分かれます。特にこれは平成7年度の集まる情報すべて全案件の90%ぐらいをベースに手続状況を分析したのですが、機材購送請求から案件の公示までの期間、それから公示から入札までの期間、それから入札から契約締結までの期間、大きくこの3段階に分けて手続を見直していきますと、2番目、3番目というのは比較的ある程度業務内容が案件横断的に一定の日にはぼまとまり、ダンゴ状態でまとまっておりますが余り動きはないのですが、最初の購送請求から公示までの期間、この期間に非常に大きなバラツキがございます。したがって、今この全体のスケジュールをいかに早くしていくかという点から申し上げますと、仕様を詰める。言うならば機材購送の最初のスタートの段階でいかに仕様についての情報をより正確に、より具体的に整理していくか。そこが非常に大きなポイントになるのではないかと。そういう観点から、最初に仕様がとりざたされる、その時点でできるだけ在外事務所あるいはプロジェクトサイトで参考にしていただけるようにという観点から、先ほど申し上げました仕様作成の手引きですとか、あるいは機材カタログの送付等というものについて力を入れてきているわけでございます。特に後段

につきましては、昨年よりはことし、皆様方の要望を一部いただきまして資料内容を充実させてきております。また今後とも、これについてはより強化していきたいと考えております。

それ以外の平成8年以降のどういう取り組みをしてきたかということでございますけれども、まずここに書いてございますけれども、購送請求書の随時受け付け。従来は当該年度内に契約の締結が見込まれないと、その手続については一応予算の確保が成立する新年度から受けるということで進めてまいったのですが、平成8年の2月からは予算が成立する前から調達、契約準備行為を行うべく随時受け付けるという形で、若干前倒して作業が進められるようにしてきております。

それから、2番目のメーカー入札にかかる所要日数の短縮というのがございますけれども、実はこの機材購送というのは今現在新しい方式に従ってやりますと標準日数というのが決められているという結果として出ております。それは、一般競争入札につきましては機材購送の請求を受けてから契約締結まで、標準日数でやりますと134日かかります。それから指名競争入札方式でやりますと、これは一部公示等の手間が割愛されるものですから、若干短くなりまして115日になります。さらにその中で車両等のメーカーの特定されているようなものについてメーカー入札という方法を取り入れているわけですが、これについては若干さらに手続期間を割愛できるのではないかとということで、平成8年から20日間ほどこれを割愛するようなことで、全体の手続を縮める努力をしてきております。

それから、3番目に書いてございますけれども、JICSへ委託している業務の手続の合理化とございますけれども、これはもう既に現行行われているから余り多くを申し上げませんけれども、JICSとプロジェクトサイトないしは在外とが直接技術的なやりとりを行なえるような措置を講じてきているというところでございます。

それから、調達方式別の手続実施ということで、従来は複数の調達方式に1つの案件が分かれている場合には、それがまとまるまでは全体をセットしなかったのですけれども、できるだけ早く調達できるようにということで、調達方式が決定したのから順次手続を進めていく。そういうような、細かいところですけれども一部の改善努力をしております。この結果、全体的には金額は減ったのですけれども件数がふえるなど、若干我が方として手間のふえる部分はありますけれども、早く調達できるものはこれで少しは進んでいるのではないかと思います。

以上が平成6年の10月以降の一連の流れの中での新しい方式の中で、あくまでもそれを前提としつつもより効率的に機材購送業務を実施するという観点から取り組んできた事柄の主なポイントでございます。

それから、その次に現地調達の問題の方について説明していきたいと思っております。ここに「現地調達にかかわる平成8年度の取り組み」ということで用意してございますけれども、この紙に入る前にちょっと若干一般論としてお話しさせていただきたいと思っております。JICAのように公のお金を使って実施していく、政府ももちろんですけれども、特殊法人もひっくるめて見渡して、このJICAの機材調達にかかわるような一定の規模・内容を持ったものを在外で恒常的に調達している例は他にはあまり見られません。これはいろいろ私どもの範囲内で調べてみたのですが、例えば大使館あるいは領事館、それからそれ以外の一部特殊法人の出先の事務所を見ましても、基本的には自家使用、ないしは自家消費用のそういった一部の資機材を単発的に調達するだけで、余り我が方の機材調達のような規模、内容でもって恒常的に調達するということがございませぬ。ですから、それを規制するような規程というものも現行の国ないしは他の法人の中でも余り前例となるようなものがございませぬ。したがって、今あるのはJICAの規程、あるいはその規程を踏まえて試行錯誤的にやってきている幾つかの調達なのですが、なかなかリーダーの方あるいは在外の方もそうですけれども、私どもの規程にお詳しい方もあって、個々の現地調達の申請の場合なんか規程ではこういうふう書いてあるではないか、なぜ書いてあるの

に認めてもらえないか。かなり具体的な御指摘もあつたりするものですから、ちょっと若干規程の話で七面倒臭い話になりますけれども、ちょっとここで簡単にJICAの規程のことで触れさせていただきたいと思います。

これはもう皆様方御存じの方もあろうかと思いますが、JICAの言うなら物の調達の大所を規程している会計規程というものの中で、在外での予算執行について特定の配慮を与えているというところは4ヶ所ございます。まず43条に前払金の規程というのがありまして、外国から物を調達する場合には前払金を認めるよ。それから49条には、外国で契約する場合には随意契約を認めるよ。それから52条には、200万円未満の契約については外国で契約する場合には契約書は割愛してもいいよ。それから73条には、もしその国の法制、あるいは商慣習等によってこのJICAの規程が適用できない場合には、これは総裁の承認を特別に得て特別な方法ができるよ。そういう規程がある。こういったもので、なぜもう少し現地調達というものが柔軟にできないのかという御指摘がございます。しかしながら、今紹介しましたこの4つの規程のうち、前3者のこの規程は、これはJICA固有のものではございません。皆様方もよく御存じの国の予算、決算にかかわる政令、予決令と呼ばれるここから準用しているもので、決してJICA固有のものではございません。したがって、ほかの特殊法人の似たような規程の中にもこういったものはみんな共通項として入っております。それはどういうことかといいますと、先ほど言いましたように従来の方の考え方というのはJICAのこういった機材の調達量、質を考慮した調達というものを想定してでき上がっておりませんので、あくまでも個別例外的な根拠としてその規程を生かすというのがどうも趣旨のようでございます。ですから、この3つの例については、それを根拠にJICAはもう少し自由に、柔軟にというわけにはいかないということです。

最後に残った現地の法制ですとか商慣習に従って特別に総裁の承認を得て、これはなかなか都合のよさそうな規程でございますけれども、この規程については実は歴史的な経緯がございます。JICAあるいはJICAの前身である事業団が昔ブラジルでJICAあるいは前身の事業を実施するに当たって、どうしても現地法人というものを組織して事業を展開しないとできないということがございました。したがって現地法人を組織した。現地法人ですから、当然現地の法制に従って、言うならば現地の企業会計原則等に従って経理処理を行ってきた。ですから、そのためにそういった現地法人用の会計規程をつくりまして。その規程の根拠となっているのがこの73条なわけです。要は言うならば個別、例外的な処理の根拠として今の73条を伝家の宝刀のごとく使ってすべての在外での予算執行を特定できるということではなくて、あくまでもそれを根拠にしてその本邦の制度とは違った外の世界で1つの整合性のとれた全体的な規程をつかって、それを運用して適正な予算執行を図るというのがその考え方だったわけです。したがって、私どもが今考えておりますのも、この現地調達というものが従来それこそ10%そこそこであればまだよかったのですけれども、機材調達予算の半分を超えるような予算執行になってまいりますと、これは個別、例外的な措置を準用して処理するというのではなくて、やはり先ほどちょっと例は別ですけども、別な規程の体系というものを整理してその中で整合性のとれた処理をしていく。そういうことを求められているということで、私どもは今この現地調達についての考え方を何とかまとめられないだろうかということで試行錯誤しているわけでございます。

以上の要件を踏まえてこのペーパーを見ていただくわけですが、そういった試行錯誤のとりあえずの試みとしまして、従来あった現地調達の要件だとか、既存の調達をベースにしまして、できる範囲内で今の規程を整理し、さらに今後少しずつ知恵を出して先ほどの個別例外的でないそれなりに整合性のとれたガイドラインを別につくっていかうというところで整理しているわけでございます。

この今の8年度の取り組みのペーパー、ちょっと若干内容を触れさせていただきたいと思います。まずこの1

の現地調達の当面の実施指針の説明徹底とございますけれども、これはこの次の2枚後にございます3番目の資料、「現地調達の当面の実施指針通知」と書いてございます。このペーパーの内容を組織の内部で周知徹底せしめると同時に、こういったリーダー会議の場ですとかそれ以外の場でそういった考え方を御紹介させていただいて、皆様方の御理解を得ていこうという趣旨で今進めているところでございます。この当面の実施指針自体につきましてはあくまでも内部文書でございまして、在外事務所長あてになっておりますけれども、ポイントといたしましては最初の大昔からあった現地調達の要件、条件というものについて長年非常に解釈があいまいになってきて案件ごとのバラつきが出てきましたので、そういった要件の解釈の統一を図ると同時に、その要件のどこに該当し、該当するから認められるというか、より具体的にその条件を特定すると同時にそれを記録に残していく。言うならば、私どもはそういった方法をとって現地調達する時点ではそれなりの論拠に基づいてやるわけですが、時代を経て例えば第三者の会計検査院等からの指摘等が入った場合に、それに対してきちりと客観的に論理的に答えるようにしていくためには、そういった必要性について記録にとっておくということが必要だということ。いうならば要件の解釈の統一と、その確認に基づく記録でございまして、それが1つでございまして。それから、2つ目は公のお金を使う会計の執行機関として、組織的な相互牽制というものが働くような、そういった仕組みを在外につくって、複数の目でチェックしつつやっていくような体制を確立しなさいよ。そういうことがこの紙の趣旨でございまして。こういった内容を事あるごとに皆さん方も含めて御理解いただこうとしているわけでございます。

それから2番目、「現地調達とする国別、機材別の基準の検討」というのがございます。これは、先ほど言いました試行錯誤の過程で、今後こういうものをつくれないうかということ、私どもの在外事務所、パラグアイの事務所の方にもお願いしておりますけれども、今各国の状況について調査してもらっております。その中である程度最大公約数的なものができれば、それを普遍化してガイドラインにしていこうというふうに考えております。ここで紹介しておりますのは、例えばの話としまして国別の調達すべき機材のリストを作成することはできないだろうか。もしそういったリストの作成が可能であれば、そのリストそのものを事前に組織決定しておけば、そのリストに載っておる限り手続は非常に簡単にできるようにするというところでございまして。それから、コンピューターのような調達頻度の高い機材、特定の機材について現地調達すべきだというような、そういった機材の種別に基づいて現地調達すべき機材というものが特定できないか。こういったものを今検討しておるわけでございます。

あと、ちょっと3番を飛ばしまして4番目ですけれども、「本邦調達、現地調達、第三国調達の選定についての考え方」というのがございます。その次のページをあけていただきまして、大きなポイントだけですけれども、「(2) 原産地購入の原則の徹底」というのがございます。従来ある国で調達しようとするときに、その国ではつくってなくて他の国から調達する。そういった場合に、普通常識的に考えればつくったところから直接に調達するのが一番効率的ないしは経済的であるわけです。特にそれが日本製品なんかの場合には、本邦からの調達方式にのせて購入するようにするということが望ましいでしょうということです。従来日本製品なんかでも、特定の国の場合に、日本製品のみならずアメリカ製品なんかでも時に例があるのでございますけれども、現地で買った方が安いことがあります。ただしそのお金は現地に振り込まないで、アメリカならアメリカに直接振り込んでください。そういうのがいわゆるこの契約の条件ですというようなものが上がってくることがあります。果たしてそういった手続が当該国の外為関連の規制に照らして本当に合法的かどうか分からないような状況の中で、時としてそういうことが出てくることもございます。したがって、これからどういう例外なりより効率的な方法が

出るかわかりませんが、当面は原産地購入の原則というのを徹底する方向でガイドラインをつくっていきこうと思っております。ただし、例外として輸入代理店を活用する特例として、ここに書いてあるような条件が確保される場合には必ずしも原産地購入によらないような方法も考えていこうというところでございます。

それから、5番目に広域拠点事務所及び先進国事務所による体制整備への協力というのがございます。これは、私ども予算上今55ヶ所全世界に事務所があるわけですが、これを全部55通りのルールあるいは現地調達というものを必ずしも考えておるわけではございません。場合によっては、いろいろ今までの基準に照らしてみたときに、果たして現地調達することが妥当でない、十分でないというような場合には、本邦調達も1つですけども、近隣の先進国事務所あるいは広域拠点事務所等を通じて第三国調達のような方法で、もちろん原産地購入というルールは守っていただくわけですが、そういった先進国事務所を使って調達するようなことも考えていきたいというところでございます。

ちょっとバラバラになってしまいましたけれども、そういったいろんな今当面考えているこちらのポイントに基づいて、今各事務所をお願いしている調査の結果を受けて取りまとめしております。その中でこういった原則がもし不適当ということになれば、随時見直していこうと思っております。機会がございましたら、ぜひとも事務所等にリーダーの方たちが持っている情報を御提供いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、4番目の資料はあくまでも先ほど言ったような趣旨で、仕様を最初につくる段階で手助けになるような情報として早目に在外に投げておくということで参考までにつくった資料でございますので、内容についてはここで説明するのは割愛させていただきます。非常に内容が実務的でなおかつ耳なれない言葉がたくさんあって退屈させたかと思えます。申しわけございません。また皆さん方の関心をお持ちの個別の案件の現状等につきまして、もし何かございましたら個別協議等の場で対応させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

5-9 派遣事業部説明

【伊澤派遣事業部技術者管理課長】 ただいま御紹介にあずかりました派遣事業部技術者管理課の伊澤と申します。本日お集まりの専門家の皆さんが日々厳しい環境の中で業務に取り組んでおられるということについて、感謝を申し上げたいと思えます。

私ども派遣事業部というところは、メインの仕事は個別派遣専門家を派遣するということでございますけれども、私ども技術者管理課というところは、個々の専門家の派遣ということとはまた別に、専門家の方々の身分処遇の問題、健康管理の問題等を担当しております。それから、あわせて専門家の皆様も当然ですけども、そのほかにも協力隊を除く海外におられるJICA関係者が加入していただく海外共済会の運営というものも担当させていただいております。そのため、私どもは技術者管理課本体に加えて健康管理室という組織、それから海外共済会の事務局という組織、これをもあわせて所管をしているというような状況でございます。いわば皆さんが海外で特に環境の厳しい途上国で、できるだけ快適に仕事や生活をしていただくということをサポートするための仕事でございます。そういう意味で余り目立たない派手さはない仕事ではございますけれども、非常に重要な仕事であると認識をして当課一同日々仕事に当たっているというような状況でございます。先ほど調達部の蓮見次長の方からも申しておられましたけれども、私どもも余り直接皆さん方と接する機会というのはないわけでございます。そういう意味で本日のような皆様と直接お会いできてお話をさせていただくということを非常に

うれしく思っております。

本日はせっかくの機会でございますので、当課の所管する業務の中で特に皆さんにお伝えしたいことを、主に3点お話しさせていただきたいと思っております。それから、それに加えて皆さん方の方から御要望という形で、この会議の資料で資料4という冊子で御要望をいただいているかと思っております。私の場合なかなかこの後皆さんと個別にいろいろお話をするという機会も余りないと思いますので、なおかつこの福利厚生の問題というのは専門家の皆さんは結構関心が高いというふうにも伺っておりますので、この御要望の中から幾つかといいますか大体ピックアップしたのについて若干コメントをさせていただく時間もとらせていただきたいと思います。

それで、まず私の方からお伝えしたいことということで第1点目ですけれども、これは午前のセッションでも話が出ておりましたけれども、健康管理の問題について話をさせていただきたいと思っております。今さら私が言うまでもないことではございますけれども、健康というのは一番の基本でございます、皆さん方専門家の方々が持つ貴重な技術とか知識とか経験、そういったものを十分に相手国に伝達する、移転する、そのような効果的な技術協力を行っていただく大前提といたしまして、皆さんが健康で活躍していただくということが必要であるということは、当然皆様方も十分御認識のことかと思っております。昨年のこのリーダー会議の席上で、私はまだそのとき今の職におりません、私の前任の課長が、昨年たしか2月だったと思っております、昨年2月から以前の1年間で7名の専門家の方々が死亡されたという御報告をさせていただいております。その7名の死亡された専門家全員が病気で死亡されたということだったようです。それと比較いたしまして、最近是非常に成績がいいと申しますか状況がよくなってきておまして、今年度、昨年4月から現在までで見ますと死亡された専門家がわずか1名、それも、これも午前中にちょっとお話が出ましたけれども、病気ではなくて先月ネパールで交通事故で死亡された短期専門家の方の件が1名であったということでございます。そういう意味で、交通事故は非常にこれまた別の意味で大変なことですし、今回の専門家の方は村落振興森林保全というプロジェクトの専門家の方であったということで、皆さんにとってもひと事ではないのではないかと思いますけれども、いずれにいたしましてもこの交通事故を別とすれば病気で死亡された専門家が今年度ゼロというのは我々にとっても非常に快挙だと考えております。その要因というの、たまたまなのかもしれませんけれども、1つはやはり皆さんの健康管理がしっかり行われているということの成果ではないかというふうに考えております。

それからもう一つ、私どもがこんな要因があるのなかと思って考えているのは、最近実は専門家を派遣するに当たって健康上の判断というのをやや厳し目にしてきているということがございます。先ほど去年のリーダー会議でのお話も紹介いたしましたけれども、一昨年あたりは結構派遣中に病気にかかって死亡されたりする専門家が多かったということもあって、私ども健康管理室に来ておられます顧問医、いわば医師の方がいるわけですが、その医師の方も大分お悩みになりまして、やはりちょっとそんなに多くては大変であるなというお気持ちを一昨年、去年ぐらいから持たれたようでございます。それから私自身も実は昨年6月に現在の技術者管理課に参ったわけでございますけれども、着任早々、6月に来てもう7月の初めだったのでございますけれども、専門家ではなかったのですがJICAの職員の方がたて続けに中国で2人病死をされたという事件がございまして、これには非常にショックを受けたわけでございます。もちろん死亡された御本人も無念なのでしょうけれども、残された御遺族初め周りの方々の悲しみというのは非常にはかり知れないというものがございまして、海外でこのように死亡されるというようなことを二度と起こしてはならないのではないか、そういうことがないようにしなければいけないというふうに私自身も考えたわけでございます。先週も1月にネパールで死亡された専門家のお父さん、御遺族とお会いさせていただきましたが、これは私海外共済会というところの事務局長というのをや

っている関係上いろいろな手続などについて御相談させていただくというためだったわけですが、やはりこういった場合に遺族の方にお会いすると非常にやりきれないものがあるということでございます。そういう意味で、とにかく死亡されるというようなことがないような形に持っていかなければいけないというのが常々私どもの考えている姿勢でございます。

それから先ほど、今年度は病気による専門家の死亡がゼロというふうに申し上げたわけですが、死亡はゼロであっても例えば病気やけがによって早期帰国、つまり任務がまっとうできずに任期を短縮して帰国するケース、これは既に今年度8名の方がそういった状況になっているということで、これは別の意味で見るとやはり深刻な事態ではないかと考えております。ちなみに、やはり8名の方のうち50歳代後半以上の方がほとんどを占めておられるということで、やはり高齢の方についてこういった状況が多く起きているという気がいたします。それから、今早期帰国と申し上げましたが、早期帰国にはならないけれども病気で近隣の先進国あるいは日本に緊急輸送される、緊急移送されて治療をされるという方も結構多くの数に上っております。

ちょっといろいろと具体的な例を述べさせていただきなから長々と申し上げましたけれども、そういういろいろなことがございまして、現在健康管理室の医師ともいろいろ相談をさせていただいて、健康診断の結果危険性が高いと思われる人についてはなるべく派遣しない。そういうことは昔からやっておったわけですが、そういった原則をより厳しく今運用していこうという姿勢でおりますので、御理解いただきたいと思います。中には、やはり自分はぜひとも技術協力の仕事をやりたい。この程度の病気なら大丈夫だから、自分で責任を持つからぜひ派遣させてくれというようなことを我々の方に懇願をしてこられるケースもあるのですが、なかなかそこはやはりJICAの専門家として派遣させていただく以上、我々もJICAとして責任を持たなければいけないということがございますので、いろいろ恨まれたりすることも多々あるわけですが、最終的にはその方のためになるということで、心を鬼にして厳格な判断を下しているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、今のは特に派遣される前の方についての話なのですが、一たん派遣された専門家の方がやはり途中で健康診断などで引っかかってくるケースというのもございます。この場合については既に現地で業務を展開されておったりして、途中で帰っていただくというのはなかなか難しいという状況もございます。しかしその症状の程度とそれから現地の医療事情それから業務の状況、そういったものをいろいろ勘案しながら、もし最悪の場合は御帰国いただくというような判断をせざるを得ないケースも出てくるわけでございます。それとの関連で、派遣前の健康診断のときは何ともしない場合であっても、例えば休暇一時帰国やそれから健康管理旅行で日本に帰ってこられた時などの健康診断で引っかかってくるというケースの場合、これが時々あるわけです。先般もある専門家の方の事例なのですが、派遣前の健康診断や1回目に帰国されたときの健康診断のときは何ともしなかったのに、2回目に帰国された際に検査をしてみたところ白血病にかかっておいて、検査の結果が出て即入院と。それで外の細菌に感染しないように隔離されてしまったというようなケースもございました。この白血病の方の場合、検査の結果がわかるまでは本人も周りの方も異常があることに全く気づかなかったというようなケースでございました。

そういうこともありますので、これはちょっと皆様をお願いをしたいと思うのですが、健康管理旅行などで皆さんが帰国された際には健康診断の結果をよく確認をしてから任国に戻っていただきたいというふうに考える次第でございます。と言いますのは、やはり時々、最近日本にせっかく戻って来て健康診断を受けていただいても、その結果が出る前に任国の方に戻られてしまうという例がございます。場合によっては再検査が必要で

あるにもかかわらず、御本人がもう日本にいない。仕方なく戻られた本人を追いかけてその国あるいは近隣の少し医学の進んだ国で再検査をしてほしいということを経理室の医師の方からお願いをするということもございます。しかし、なかなかそういった指示に従っていただけないとか、あるいは十分な検査がその国ではできないというような形で、非常に我々としては不安な状況になってしまうというケースもあるわけです。そういう意味で、皆さん方が健康管理旅行などで日本に戻られてきた場合で健康診断を受けられるときは、なるべくゆとりを持って受けていただくようお願いをしたいと思っております。また皆様方はプロジェクトのまとめ役として、業務面のみならず例えば健康管理面あるいは安全面もそうですけれども、同じプロジェクトの専門家の方々あるいは御家族の方々についても、今申し上げたようなことも踏まえていろいろ御配慮、御指導をお願いしていただければと考えております。

健康管理の話をもう少し続けますと、専門家の方々の健康管理というのは、基本的には協力隊の場合と違って自己責任で行っていただくという考え方が昔からございますけれども、我々といましてはそういった自分でやっていただくということはそれとして、それをできるだけサポートしていく体制を充実させていこうということで、今までいろいろな制度を改善してきているところでございます。ここでは2つほど、現在の制度の改善といえますか充実してきた点を御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、1つ目は派遣中の専門家の皆様の健康管理や健康相談を行うために、年何チームか医者、看護婦などによって構成される健康相談巡回指導チームというものを派遣をしていくということでございまして、これは年々対象国といえますか派遣チームをふやしておりまして、今年度は最終的に7チームを出すという予定になっております。この健康相談巡回指導チームというものを皆さん方の国に派遣する場合、時々日本からこの制度以外にも例えば外務省とかあるいは民間とかほかの省庁でも医師団が医療巡回に行くという制度が何チームがございまして、同じようなものがなぜ自分の国に幾つも来るのかというようなことを指摘される場合もございます。しかし私どもの行っている巡回指導といえますのは、在留邦人の方ならだれでも一般的に診ますとかそういうものではなくて、まさにJICAの専門家の方のためのチームであるということでございます。例えば事前に健康管理室の医師とか看護婦が巡回指導の対象となる国の専門家のカルテを全部チェックいたします。カルテをチェックした中で問題のありそうな方については、事前に連絡をして健康相談に来てもらうということによって、専門家のためにきめ細かく相談を行えるような対応をしたいということでやっておるわけでございます。そういう意味で、ぜひそういった点も御理解の上、こういったチームが皆様方の任国あるいは近隣国に行った場合で呼び出しがあったというような場合は、ぜひ健康診断というものを受けていただきたいと思いますと思っております。

それから、もちろん専門家の方で希望者の方も受診をしていただくということになっておりますので、ぜひ活用していただきたいと思いますと思っております。これは若干余談めいておりますけれども、この巡回相談のときに今申し上げましたように健康管理室の方から指名をいたしましてぜひ来てくださいという連絡をいたしましても、なかなか相談にあらわれないというようなケースもございます。医者にかかりたくないという気持ちもよくわかりますし、例えば慢性病とか持っておられる方にとっては病気が悪化したことがわかって日本に帰されてしまうのではないかと心配、不安を持ってなかなかそういった相談に来られないという方がおられるようで、そういった気持ちもわからなくはないのですけれども、やはり皆さん方が働いているのは日本ではなく途上国であるということもございます。万一何かあった場合に十分なことができない可能性もあるということも考えて、ぜひそういった指示があった場合は従っていただけたらと考えております。

それから健康管理体制の最近の整備された点として、一昨年から専門家の健康管理を担当する看護婦さん、こ

れを私ども専門家健康管理員というふうに呼んでおりますけれども、この専門家健康管理員を一部の国に配置を始めております。この専門家健康管理員というのは、例えば協力隊にはMC（医療調整員）が配属されておりますけれども、いわば専門家にとってのMCのような位置づけで専門家健康管理員というものを考えていただければと思っております。それで、昨年度はこの健康管理員というものをフィリピン、マレーシア、エジプトの3ヵ国に派遣しております。今年度はさらに加えて4ヵ国、昨年12月にメキシコに1人派遣いたしまして、また今年度の末には中国、ブラジル、パキスタンの3ヵ国に健康管理員を派遣する予定で、現在準備を進めているところでございます。したがって、今年度末において計7ヵ国に健康管理員が配属されるという予定になっております。若干国に限られていて恐縮でございますけれども、もし任国に健康管理員が配属されている場合には、ぜひ活用していただきたいと思っております。

実はこの専門家健康管理員というのは、基本的に協力隊のMC、医療調整員がいない国に派遣するということになっておりますので、逆にMCがいる国はどうなるのだという話があるかもしれません。できればMCがいる国は専門家もできるだけMCにいろいろお世話をしてもらいたいということで、私の方からも例えば昨年のMC会議という世界のMCが東京に集まって来る会議などがございますので、そういう機会をとらえて私の方からも専門家についてもぜひMCがお世話をしてほしいということをお願いしておりますし、JICA本部の協力隊事務局にもその点については了解をいただいております。そうは言っても、いろいろ個別の個々の事務所ごとにいろいろの問題があるかもしれませんので、またいろいろ何かあればお話を聞かせていただいた上で可能な限りまた改善を図っていきたくて思っております。以上が健康管理についてのコメントでございます。

2番目の私からの伝達事項でございますが、これは緊急移送についてでございます。緊急移送につきましては、お配りしたそのブルーのファイルの中の114ページ以降に資料を入れさせていただいております。それでちょっと手違いがございまして、114ページから117ページまでが緊急移送の資料なのですが、118ページ以降同じものが再度載っているということでございまして。実は118ページから121ページは完全な重複でございますので、118ページ以降はこれを取り外していただければと思います。緊急移送というのは、皆さん方十分御承知だと思いますけれども、海外で重い病気だとかがをした場合、その任国の医療機関で十分な治療が受けられない場合、近く先進国だとか日本に患者を運んで治療をもらうという措置ですけれども、現在私どもがJICAの専門家のために採用しているシステムというのは、大きく言って2つございます。それは114ページの2つ欄を区切って書いてある部分に対応するわけですけれども。

簡単におさらいといいますか御紹介しますと、第1番目のシステムは、緊急移送会社であるEA社（ヨーロッパ・アシスタンス社）というのですが、このEA社というところのサービスを受ける方法です。我々がJICAの予算の中からそのEAの加入料というものを申しまして、EA社の日本の代理店であるOTASという、これはオーバーシーズ・トラベラーズ・アシスタンスというのですが、このOTAS社を通じてEA社に加入しているということになっております。これを通常我々はEA・OTAS社という形で呼んでおりますので、以下EA・OTAS社というふう呼びながら話を続けていきます。このEA・OTAS社との契約の中で移送アシスタンスの対象としておりますのは、基本的にはJICAの在外事務所が存在していないか、あるいは存在していてもしょうれい度が高い、つまり医療水準の面で不十分と思われる国でありまして、現在世界で104ヵ国を対象としております。その104ヵ国は、116ページの表に載っております。もう既に皆さん方、御自分の国が対象になっているかなっていないかというのは御承知だと思いますけれども、116ページの対象国がこのEA・OTAS社を直接利用できるということになっております。ちなみに114ページの表の左側の欄の中の

上から4行目に対象国合計105ヵ国と書いてありますが、これは104ヵ国の間違いですので訂正させていただきます。申し訳ございません。

それで、第1番目が今言ったEA・OTAS社を通じる方法でございまして、第2番目の緊急移送方法といえますのは、海外共済会が加入している海外旅行傷害保険、これを通じてGES Aと書きますけれども、GES A社というアシスタンス会社がございます。このサービスを受ける方法でございまして、それで、先ほど申し上げましたEA・OTAS社のサービスが受けられない地域の方は、原則としてこちらのGES A社のサービスを受けるということになっております。ただしEA・OTAS社の対象国であってもGES A社を全く使えないというわけではありません。原則はEA・OTAS社を使うということになっております。万一GES A社の方を使いたいという場合は、事前に本部の方と連絡をとっていただければと思います。

大きく言ってこういった2つの緊急移送のシステムがございまして、いずれかで必ず皆さん方はカバーされるということになっているのですが、このような説明を従来からしておりましたところ、国によってはこういったEA・OTASとかGES Aよりも評判のいい緊急移送会社があるのだという話をよく聞かれます。例えばSOSというような移送会社があったりAEAというような移送会社があって、そちらの方が自分の国ではより使われている。例えば日本の大使館もそういった移送会社を勧めているとか、そういったケースもございます。JICA関係者の何人かからは、もう自分の国ではこういったEA・OTASとかGES Aではなくてほかの移送会社と契約してほしい。ほかの移送会社も使えるようにしてほしいという要望が寄せられるわけですが、実は現在の制度上もわざわざほかの移送会社と契約をしなくても、別の移送会社の利用を行うことは可能である。したがって、別の移送会社の利用を排除しているわけではないということをちょっと御理解をいただきたい、きょうこの話を申し上げている次第です。すなわちほかの移送会社、例えばSOSという会社ならSOSという会社を使っても、海外共済会の規程の範囲内であればその移送費用というのは給付をするということになっております。ただ一応原則は、EA・OTAS社の対象国はEA・OTAS、それからそれ以外の国はGES A社を使うということになっておりますので、もし皆様方の国の個々の国の実情によってほかの移送会社を利用したいということがございましたら、我々としてもできるだけそれを認めていこうというふうに考えております。ただもしそのようなほかの移送会社を使うということを考えられる場合には、その移送費が給付の対象になるか否かという判断をする必要がございますので、できれば、なかなか緊急移送の場合緊急を要するという点で難しい面もあるのですが、可能であれば在外事務所を通じてあるいは直接本部と連絡をとっていただき、連携をとりつつ対応していただければと考えています。皆様の方からこういう移送会社を使いたいということを御相談いただければ、我々の方としてもできるだけそういった希望に沿った形で対応をしていきたいと考えております。その点御理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、第3点目の伝達事項でございまして、これは来年度の私どものいわば専門家の福利厚生関係の予算についてでございます。私どものところでは、専門家等福利厚生費という予算を持っております。午前中にも御説明がございましたけれども、JICA全体の予算の伸びが2.2%に抑えられているという厳しい中で、私どもの福利厚生費というものは若干それよりも多い伸びをいただいております、対前年度比7.5%ということになっております。しかしながら、これも昨年度と比べると例年と比べると伸び率を低く抑えられておるということでございます。

具体的に私どもの予算でどのようなものが含まれているかといいますと、例えば皆さん方が海外に派遣されているその期間労災保険がかけられておるのですけれども、その労災保険の保険料が私どもの予算から出ておりま